

広島市教育委員会事務
点検・評価報告書

令和7年9月
広島市教育委員会

目 次

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨	1
2 本市教育委員会における実施方法	1

II 点検・評価結果

1 一人一人を大切にす教育の実現に関する事務

(1) 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進に関すること

ア 幼児教育の推進	2
イ 学力向上の推進 [重点取組項目]	5
ウ 体力向上の推進	10
エ 平和教育の推進 [重点取組項目]	14
オ キャリア教育の推進	19
カ 高等学校の特色化・魅力化の推進	21
キ 特別支援教育の充実	23
ク 中山間地・島しょ部の小・中学校における特色ある教育の推進	31
ケ 帰国・外国人児童生徒等に係る教育の支援	35
コ 学校施設の整備	38
サ ICTを活用した教育の推進	42
シ 学校給食の充実	45
(2) いじめ・不登校対策と持続可能な学校教育体制の構築に向けた取組の推進に関すること	
ア いじめ・不登校等対策の推進 [重点取組項目]	47
イ 地域とともにある学校づくりの推進 [重点取組項目]	54
ウ 休日の部活動の地域移行（中学校）	57
エ こどもの安全対策の推進	59
オ 学校における働き方改革の推進 [重点取組項目]	63

2 全てのこどもが健やかに育つための環境づくりに関する事務

(1) 社会的支援の必要性が高いこどもへの支援に関すること

ア 就学援助	68
--------	----

III 学識経験者の意見

1 概要	70
2 意見の内容	70

(参考)

1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会議の開催状況	74
(2) その他の主な活動	77

2 教育委員会事務局・教育機関等組織図（令和7年4月1日現在）

3 広島市立学校の児童生徒数等	80
-----------------	----

4 図表一覧	81
--------	----

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

2 本市教育委員会における実施方法

(1) 目的

本市の教育行政の充実に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的とする。

(2) 対象期間

令和6年度とする。

(3) 点検・評価の構成等

ア 点検・評価の構成

(ア) 事務の目的・概要

(イ) 令和6年度における課題等への対応方針

(ウ) 令和6年度における管理・執行状況

(エ) 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和7年度における対応方針

イ 重点取組項目

令和6年度の重点取組項目としては、広島のこどもたちが「心身ともにたくましく思いやりのある人」としてその可能性を最大限に発揮する教育を目指す取組のうち、

(ア) 教育の基本である「確かな学力」の定着につながる取組項目として「学力向上の推進」、

(イ) 「平和を希求する心」につながる本市独自の特色ある取組項目として「平和教育の推進」、

(ウ) 学校における最重要課題の一つであり、こどもの命にも関わる取組項目として「いじめ・不登校等対策の推進」、

(エ) 学校と地域住民等が連携・協働しながら将来のまちづくりの担い手となるこどもたちの育成を図る取組項目として「地域とともにある学校づくりの推進」、

(オ) 「こどもたちにより良い教育を提供する」という教育の質の向上を目指すための取組項目として「学校における働き方改革の推進」

を選定し、項目の先頭に「**重**」を表記している。

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

令和7年7月18日（金）、次の教育に関し学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 滝沢 潤 広島大学大学院 人間社会科学研究科 教授
- ・ 福田 敦志 広島大学大学院 人間社会科学研究科 准教授

II 点検・評価結果

1 一人一人を大切にできる教育の実現に関する事務

(1) 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進に関すること

ア 幼児教育の推進

第1 事務の目的・概要

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、全てのこどもに対して質の高い幼児教育・保育を行うことができるよう、幼児教育・保育の一体的な質の向上を図ることが必要である。このため、令和2年3月に広島市が策定した「広島市幼児教育・保育ビジョン」の考え方等を踏まえ、幼児教育に係る実践研究の推進や将来にわたって持続可能な提供体制の構築に取り組むことにより、本市全体の幼児教育・保育の充実を図る。

第2 令和6年度における課題等への対応方針

1 市立幼稚園における研究推進

市立幼稚園教育研究会において研究を行ってきた「幼保小連携推進」「地域・子育て支援」「特別支援教育」「3歳児教育」の研究については、本市の研究指定校として位置付け、研修機能の充実を図るとともに、その研修成果を市内の幼稚園・保育園・認定こども園・小学校等に公開する。また、小学校教育との円滑な接続を図るため、引き続き、幼保小連携推進園・校を指定し、実践的な研究を行い、全校種の教職員等を対象とした公開研究会や小学校の教務主任を対象とした研修会等を通してその成果を市内の教育施設等の教員等に普及する。

2 市立幼稚園のあり方の検討

「広島市幼児教育・保育ビジョン実施方針」において、現在市立幼稚園が所在していない区も含め、地域の幼児教育・保育の拠点として各区に設置することとしている公立の認定こども園（以下、この項目において「拠点園」という。）については、こども未来局と連携しながら、幼児教育・保育の内容等について、地域の実情等も踏まえながら、具体的な検討を進める。また、引き続き、公開保育の実施など拠点園が担う研修機能等の充実にも努める。

市立幼稚園の統廃合については、検討対象とした2園について、引き続き、関係部局と連携を図りながら、協議で出された意見を踏まえ、まちづくりの観点から、地域との協議を進める。なお、地域の一定の理解が得られた場合には、閉園に向けた手続に着手するとともに、地域との協議を行いながら、跡施設の活用策等について、具体的な検討を進める。また、入園児数の推移や地域バランス等を考慮して、新たに検討対象とする園を選定し、地域との関わりの度合などを踏まえながら、まちづくりの観点から、地域との協議を行う。

第3 令和6年度における管理・執行状況

1 市立幼稚園における研究推進

研究のテーマや視点等について、より社会のニーズに対応したものとなるよう、市立幼稚園教育研究会と連携し、検討を行った。「幼保小連携推進」では、小学校教諭等との連携を通じた幼児期の主体的な学びを小学校生活へつなげる保育の工夫、「地域・子育て支援」では、人

と関わる力を育てる保育の工夫、「特別支援教育」では、人や専門機関とのつながりのもと、一人一人の育ちを支える取組、「3歳児教育」では、身近な自然と関わりながらわくわく遊ぶための援助の工夫に重点を置き、全市立幼稚園において、研究を行い、実践発表を行った。また、4園・4校を幼保小連携推進園・校に指定し、小学校教育との円滑な接続に係る実践的な研究を行い、その成果を市内の教育施設等に普及した。

2 市立幼稚園のあり方の検討

拠点園については、こども未来局と連携し、幼児教育・保育の内容等について、幼稚園教諭及び保育士から意見を聴取しながら検討を進めた。また、拠点園が担う機能の先導的な取組として、引き続き、拠点園となる予定の市立幼稚園と公立保育園が連携して公開保育を実施し、幼稚園・保育園等の相互理解を深めるとともに、研修機能の充実に努めた。

市立幼稚園の統廃合については、令和5年度までに検討対象としていた2園について、関係部局と連携を図りながら、協議で出された意見を踏まえ、まちづくりの観点から、地域との協議を進めた。このうち、令和6年度の4歳児の入園児数がゼロとなった1園について、地域への説明を行った上で、在園児が卒園する令和6年度末をもって閉園する方針を決めるとともに、地域との協議を行いながら、跡施設の活用策等について、具体的な検討を進めた。また、入園児数の推移や地域バランス等を考慮して、新たに2園を検討対象とし、関係部局と連携を図りながら、まちづくりの観点から、地域との協議を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和7年度における対応方針

1 市立幼稚園における研究推進

(1) 評価

市立幼稚園教育研究会と連携し、より社会のニーズに対応したものとなるよう、研究のテーマや視点等を見直した上で、全市立幼稚園による研究を行い、成果を共有することができた。

また、幼保小連携推進園・校の指定校において、実践・研究内容を公開し、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の教員等と協議を行うことで研究の成果を普及することができた。

(2) 課題

市立幼稚園がこれまで培ってきた研究を継続し、少子化が進む中にあっても教育内容の質の向上に努めるとともに、公開研究会への参加者を増やし、小学校教育との円滑な接続に係る研究の更なる充実を図る必要がある。

(3) 対応方針

引き続き市立幼稚園教育研究会と連携し、社会のニーズに対応した実践的な研究の充実を図るとともに、その成果を市内の幼稚園・保育園・認定こども園・小学校等に公開する。また、小学校教育との円滑な接続を図るため、幼保小連携推進園・校を指定し、市内の教育施設等とより一層連携しながら実践的な研究を行い、全校種の教職員等を対象とした公開研究会や実践発表、小学校の教務主任を対象とした研修会等を通してその成果を市内の教育施設等の教員等に普及する。

2 市立幼稚園のあり方の検討

(1) 評価

拠点園については、その機能を発揮しつつ、これまで培ってきた幼児教育・保育を引き継

いであり、こども未来局と連携し、現在の市立幼稚園や公立保育園等における拠点園としての機能の充実に関する取組を整理することができた。また、15園で実施した公開保育には、各地域の292の幼稚園・保育園・小学校等が参加し、意見交流等を通して、資質・能力の向上を図ることができた。

市立幼稚園の統廃合については、検討対象とした4園について、関係部局と連携を図りながら、地域における幼児教育・保育の需給状況や他都市の公立幼稚園数の推移などの客観的なデータを示した上で、まちづくりの観点から、地域との協議を進めることができた。協議では、園の存続やサービスの拡充を求める意見や園児確保につながる取組等の情報提供を求める意見が出される一方で、教育面の課題や市立幼稚園のあり方を検討する必要性に理解を示す意見も出ている。また、令和6年度末をもって閉園することとした園の跡施設の活用策について、地域の意見を整理しながら協議を行った結果、令和7年度から地域団体が活用することとなり、跡施設の有効活用を図ることができた。

(2) 課題

拠点園については、引き続き、こども未来局と連携しながら、園の設置に向けて、幼児教育・保育の内容等について、検討を着実に進める必要がある。また、施設の整備前においても、拠点園となる予定の市立幼稚園と公立保育園が連携して、拠点園が担う研修機能等の充実に努める必要がある。

市立幼稚園の統廃合については、一定規模の集団による教育環境の確保が困難となっており、地域バランス等も考慮して検討対象としている園について、地域の一定の理解が得られるよう、まちづくりの観点から、地域との協議を着実に進める必要がある。また、その他の園についても、入園児数等の状況を見ながら、引き続きあり方の検討を進める必要がある。

(3) 対応方針

拠点園については、こども未来局と連携しながら、幼児教育・保育の内容等について、地域の実情等も踏まえながら、令和8年度に開園予定の可部南認定こども園（仮称）に係る教育課程や運営体制等も含めて、具体的な検討を進める。また、引き続き、公開保育の実施など拠点園が担う研修機能等の充実に努める。

市立幼稚園の統廃合については、検討対象としている園について、引き続き、関係部局と連携を図りながら、まちづくりの観点から、地域との協議を進める。なお、地域の一定の理解が得られた場合には、閉園に向けた手続に着手するとともに、地域との協議を行いながら、跡施設の活用策等について、具体的な検討を進める。また、入園児数の推移や地域バランス等を考慮して、新たに検討対象とする園を選定し、地域との関わりの度合などを踏まえながら、まちづくりの観点から、地域との協議を行う。

第1 事務の目的・概要

児童生徒が確かな学力を身に付けることができるよう、小学校1年生から小学校4年生までの前期4年間を「学びの基礎づくりと基礎の徹底」の時期と位置付け、基礎的な知識・技能の定着を図るとともに、小学校5年生から中学校3年生までの後期5年間を「思考力・判断力・表現力の向上と発展」の時期と位置付け、小・中学校の連携・接続の充実、「ひろしま学びの時間」※の内容や学び方（情報を取り出す、思考・判断する、表現する）を生かした授業等の実施、小学校の英語専科指導教員の指導力の向上及び中学校の英語指導助手（ALT）の効果的な活用による英語教育の充実に取り組む。

※ 言語・数理運用科の教材や学び方を生かす時間

第2 令和6年度における課題等への対応方針

1 基礎的な知識・技能の定着（小・中学校の連携・接続の充実）

全国学力・学習状況調査の結果を基に、基礎学力に課題のある小・中学校を「学力向上重点指定校」として指定し、年間を通して指導主事が訪問し授業改善について指導する。研究の成果については、各学校において授業改善の参考とすることができるよう、公開研究会や校長会等において、効果的な指導方法等についての資料を、年間を通して複数回提供する。

また、引き続き、各中学校区で児童生徒の学力に係る課題を共有し、各学校において課題解決に向けた取組を推進する。

2 「ひろしま学びの時間」を生かした探究的な学びの充実を図る授業等の実施

各学校の総合的な学習の時間における探究的な学びが充実するよう、総合的な学習の時間等の推進に係る研究指定校における研究成果を全学校に周知する。また、「ひろしま学びの時間」の教材をデジタル化することについて検討する。

3 英語教育の充実

(1) 英語教育研究指定校の取組

児童生徒の言語や文化に対する理解を深め、聞くことや話すことを中心としたコミュニケーション能力を育成するため、英語教育研究指定校において、ALTとのチームティーチング授業モデルの作成、E-Campの実施、学習者用デジタル教科書等タブレット端末の活用等、先進的な取組を行い、その成果を全学校へ普及する。

(2) 小学校英語専科指導教員の指導力の向上

英語専科指導教員全員を対象とした研修会を2回から3回に増やし、実践的指導力のより一層の向上を図る。

(3) 中学校英語指導助手（ALT）の効果的な活用

ALTを活用した言語活動のより一層の充実を図るため、英語担当教員を対象に研修会を開催するとともに、ALTを更に増員して各学校における配置日数を増やす。また、小学校において、授業以外で児童がALTと話す機会を設ける等、ALTの積極的な活用を行う。

第3 令和6年度における管理・執行状況

1 基礎的な知識・技能の定着（小・中学校の連携・接続の充実）

令和5年度に実施した全国学力・学習状況調査の算数科・数学科における正答率30%未満の児童生徒の割合が高い小学校5校、中学校4校を学力向上重点指定校に指定し、算数科・数学科を中心に、一人一人の特性や学習進度、学習到達度に応じたきめ細かな指導等を行うとともに、各指定校で効果があった授業の進め方などの取組を全市に普及した。

また、基礎的な知識・技能の定着を図るため、全ての中学校区に設置している小・中連携教育研究会において、各小・中学校が分析した結果を持ち寄り、成果と課題を共有した上で研究テーマを決定し、それに基づいた授業研究を実施した。

なお、令和6年度実施の全国学力・学習状況調査の結果（図表1、2）をみると、小学校における平均正答率は全国平均をやや上回っており、中学校における平均正答率は全国平均をやや下回った。また、正答率が30%未満の小学校児童の割合は全国平均を下回っており、中学校生徒の割合は全国平均をやや上回っている。このうち、中学校数学における関数など、それぞれの教科の課題については指導方法改善のポイントを校長会等で周知するとともに、調査結果や指導方法改善のポイント、授業モデルなどを掲載した報告書を作成し、全校に配付した。

【図表1】令和6年度全国学力・学習状況調査における各教科の平均正答率

区分	国語	算数・数学
小学校	69.0% (67.7%)	64.0% (63.4%)
中学校	57.0% (58.1%)	51.0% (52.5%)

※（ ）内は全国

※平成29年度以降の市、県の平均正答率は整数で公表されている。

【図表2】令和6年度全国学力・学習状況調査における正答率30%未満の児童生徒の割合

区分	国語	算数・数学
小学校	6.9% (7.7%)	9.8% (10.4%)
中学校	13.1% (12.6%)	20.7% (20.3%)

※（ ）内は全国

2 「ひろしま学びの時間」を生かした探究的な学びの充実を図る授業等の実施

総合的な学習の時間等の推進に係る研究指定校等において、公開研究会を実施し、探究的な学びが充実するよう取組等を全学校に周知した。また、「ひろしま学びの時間」の教材をタブレット端末で活用することができるよう、中学校1年～3年生の資料について、デジタル使用するための手続きを行った。

3 英語教育の充実

(1) 英語教育研究指定校の取組

英語教育研究指定校において、英語授業の改善や英語を使う場の多様化、学習支援の充実を図るため、ALT とのチームティーチング授業モデルの作成、E-camp への参加、学習者用デジタル教科書等含むタブレット端末の活用等の取組を実施した。また、その取組を普及するため公開研究会を実施した。

(2) 小学校英語専科指導教員の指導力向上

英語専科指導教員を対象に、指導力向上に向けた研修会を開催した。

(3) 中学校英語指導助手（ALT）効果的な活用

英語担当教員を対象に、ALT の効果的な活用方法について研修会を開催するとともに、ALT を 2 人増員して、各学校における配置日数を増やした。また、中学校に配置されている ALT を小学校に派遣した。

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和 7 年度における対応方針

1 基礎的な知識・技能の定着（小・中学校の連携・接続の充実）

(1) 評価

学力向上重点指定校において、標準学力調査を活用し、取組の成果を検証した結果、全国の平均正答率を上回ったり、正答率 30%未満の児童生徒の割合が減少したりする等、学力の定着状況に改善が見られた学校（小学校 5 校中 4 校、中学校 4 校中 4 校）があった。改善の見られた学校において効果のあった取組として、基礎的な知識・技能の確実な定着を図るための評価問題のきめ細かな実施と、学習進度や学習到達度に応じた、自己選択による練習問題の実施、教員による児童生徒に寄り添った見取り等が挙げられる。これらの取組を各学校の授業改善に生かせるように、公開研究会や実践発表会等において紹介したり、成果をまとめた資料を提供したりすることにより、年間を通して複数回周知・普及することができた。

小・中合同研究会においては、授業観察・協議会を行い、授業におけるタブレット端末の効果的な活用等について、各学校の取組を共有することができた。

(2) 課題

指定校においては、学力の定着に改善が見られているが、本市では依然として、全国学力・学習状況調査の結果が平均正答率を下回っており、正答率 30%未満の児童生徒が一定数いる学校もある。

(3) 対応方針

引き続き、各中学校区で児童生徒の学力に係る課題を共有し、各学校において課題解決に向けた取組を推進するとともに、基礎学力に課題のある学校を研究指定校として指定し、より実効性のある指導方法等について研究を行う。

2 「ひろしま学びの時間」を生かした探究的な学びの充実を図る授業等の実施

(1) 評価

総合的な学習の時間等の推進に係る研究指定校等において、探究的な学びが充実するとともに、各教科等の学習においても、教科横断的な学習が展開されるようになってきている。

(2) 課題

「ひろしま学びの時間」の教材を、総合的な学習の時間を含む各教科等において、より効

果的に活用できるよう、引き続きデジタル化を進める必要がある。

(3) 対応方針

各学校の探究的な学びが充実するよう、引き続き、総合的な学習の時間等の推進に係る研究校を指定するとともに、小学校5年・6年の資料について、タブレット端末で活用することができるよう、デジタル使用をするための手続きを行う。

3 英語教育の充実

(1) 評価

ア 英語教育研究指定校の取組

英語教育研究指定校において、英語授業の改善や英語を使う場の多様化、学習支援の充実を図るための取組を実施した効果を、英語スピーチ調査等により検証した結果、「与えられたテーマについて考え、英語で応じる問題」の平均正答率が指定校全学校（中学校4校）で上昇した。こうした取組の成果を、公開研究会で発表することができた。

イ 小学校英語専科指導教員の指導力向上

英語専科指導教員の指導力向上を図るため、「話すこと（やり取り・発表）」の授業改善に向けた研修会を3回開催した結果、「やり取りや発表の際には、自分の考えや気持ちなどを英語で伝え合う活動を行った。」学校の割合は、(97.9%、県96.7%) 県平均よりやや上回っている。

ウ 中学校英語指導助手（ALT）の効果的な活用

英語担当教員を対象にした研修会を開催した結果、研修会に参加した教員にALTの効果的な活用方法について意識調査を行ったところ、「理解を深めることができた」と回答した割合は100%、「授業実践へとつなげることができた」と回答した割合は95.2%であった。また、ALTを増員して各学校における配置日数を増やしたことで、より多くの生徒がALTを活用した授業を受けることができるようになった。さらに、中学校に配置されているALTを小学校にも派遣し、ALTと英語でコミュニケーションを図る機会を設定することができた。

(2) 課題

ア 英語教育研究指定校の取組

英語教育研究指定校において、成果のあった取組を広く全学校に普及する必要がある。

イ 小学校英語専科指導教員の指導力向上

英語専科指導教員の授業づくりに関する指導力の向上を図る必要がある。

ウ 中学校英語指導助手（ALT）の効果的な活用

ALTを活用した言語活動のより一層の充実を図っていく必要があるとともに、各学校のALTの配置日数を更に増やしていく必要がある。また、小学校段階から、生きた英語に触れる機会を通して、英語によるコミュニケーション能力を育成することができるよう、ALTを小学校においても積極的に活用していく必要がある。

(3) 対応方針

ア 英語教育研究指定校の取組

児童生徒の言語や文化に対する理解を深め、聞くことや話すことを中心としたコミュニケーション能力を育成するため、英語教育研究指定校において、ALTとのチームティーチング授業モデルの作成、E-Campの実施、学習者用デジタル教科書等タブレット端末

の活用等、先進的な取組を行い、その成果を全学校へ普及する。

イ 小学校英語専科指導教員の指導力向上

英語専科指導教員全員を対象とした研修会を年間 6 時間程度実施し、授業づくりに関する指導力の向上を図る。

ウ 中学校英語指導助手（ALT）の効果的な活用

ALT を活用した言語活動のより一層の充実を図るため、英語担当教員を対象に研修会を開催するとともに、ALT の更なる配置の拡充に向けて、ALT を増員して各学校における配置日数を増やしたことによる効果の検証を行う。また、引き続き小学校において、授業以外で児童が ALT と話す機会を設ける等、ALT の積極的な活用を行う。

なお、教育の基本である「確かな学力」の定着につながる取組である「学力向上の推進」を、引き続き令和 7 年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

体育科・保健体育科の授業等における体力向上に資する取組の効果を検証し、その成果を普及することで、児童生徒の基礎的・基本的な体力、運動能力を向上させ、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲を育む。

第2 令和6年度における課題等への対応方針

各小・中学校において、自校の令和5年度全国体力調査（実技調査）の結果をもとに、重点的に取り組む体力課題を明らかにし、年間を通じて計画的に授業改善等に取り組むことができるよう、教育委員会が作成した「体力向上推進計画書」を活用し、組織的な取組の推進体制を構築する。また、生活習慣の改善に向けては、保護者の協力が必要であることから、生活リズムカレンダーの効果的な活用方法等について校長会等にも働きかけ、学校と家庭が連携した取組を推進するとともに、「体力向上推進計画書」から課題が明らかになった学校に個別に指導・助言を行う。

研究校において、体力向上に係る実践研究を行い、公開研究会等で成果を普及する。さらに、各校の取組が進むよう、体力向上に向けた取組の参考となる資料や動画等をオンライン学習支援システムを活用し全校で共有する。

特に中学校において、生徒の運動習慣の定着及び生活習慣の改善を図る必要があることから、保健体育の授業以外での運動習慣の定着に向け、研究校で成果のあった取組を年度初めの早い時期に、広島市中学校教育研究会を通じて全校に普及し、各校の体力課題に応じた積極的な取組を促す。

第3 令和6年度における管理・執行状況

各小・中学校においては、教育委員会が作成した「体力向上推進計画書」フォーマットを活用し、自校の体力テストの結果をもとに重点課題を明確にした上で、組織的に取組を推進した。また、生活習慣の改善を目指した取組として、生活リズムカレンダーを活用したり、10 オフ運動を実施したりするとともに、その取組についてホームページ等を活用して家庭に発信し、家庭の協力を促した。

研究校においては、体力向上に向けた具体的な取組を行い、公開研究会を通じて取組の成果を周知するとともに、体力向上に向けた取組の資料や動画をオンライン学習支援システムに掲載し、全ての学校が常時閲覧できるようにした。

中学校については、令和5年度に取組状況に課題があったことから、4月の広島市中学校教育研究会保健体育部会で、指導主事が教員を対象に研究校における運動習慣の定着及び生活習慣の改善に向けた取組を紹介しながら指導・助言を行い、積極的な取組を促した。また、指導主事が学校訪問等の機会を活用し、全ての学校に対して「体力向上推進計画書」の進捗状況について聞き取りを行うとともに、指導・助言を行った。

【図表 3】本市と全国の体力合計点の比較

	小学校 第5学年		中学校 第2学年	
	男子	女子	男子	女子
広島市	51.8点(51.9点)	52.8点(53.0点)	41.4点(41.1点)	46.3点(46.3点)
全国	52.5点(52.6点)	53.9点(54.3点)	41.7点(41.2点)	47.2点(47.1点)

※ () 内は令和5年度の値

広島市の体力合計点は、小・中学校男女ともに全国を下回っている。また、令和5年度と令和6年度の広島市の平均値を比較すると、小学校では男女ともに下回っており、中学校では男子が上回っており、女子が横ばいとなっている。

【図表 4】体育・保健体育授業及び1週間の総運動時間について(本市と全国の児童生徒質問紙調査の比較)

	体育・保健体育の授業が楽しい(肯定的回答)			
	小学校 第5学年		中学校 第2学年	
	男子	女子	男子	女子
広島市	94.9%(94.8%)	90.7%(90.6%)	94.6%(93.1%)	84.7%(86.0%)
全国	94.6%(94.7%)	90.0%(89.9%)	91.4%(89.7%)	83.7%(82.7%)

	1週間の総運動時間 420分以上(体育・保健体育授業以外)			
	小学校 第5学年		中学校 第2学年	
	男子	女子	男子	女子
広島市	53.1%(52.5%)	31.7%(29.9%)	73.4%(74.3%)	49.4%(52.0%)
全国	50.5%(50.1%)	28.5%(27.4%)	77.6%(77.7%)	56.3%(57.2%)

	1週間の総運動時間 0分(体育・保健体育授業以外)			
	小学校 第5学年		中学校 第2学年	
	男子	女子	男子	女子
広島市	4.4%(4.3%)	6.3%(6.9%)	8.8%(9.8%)	18.5%(21.8%)
全国	4.8%(4.6%)	7.0%(6.9%)	7.5%(9.4%)	16.6%(20.8%)

※ () 内は令和5年度の値

- (1) 「体育・保健体育の授業が楽しい」と回答する児童生徒の割合は、小・中学校男女ともに全国を上回っている。
- (2) 「1週間の総運動時間 420分以上」の児童生徒の割合は、小学校では全国を上回っており、中学校では全国を下回っている。特に、中学校女子は大きく下回っている。
- (3) 「1週間の総運動時間 0分」の児童生徒は、小学校では全国より少なく、中学校では全国より多くなっており、中学校は全く運動しない生徒が多い傾向にある。

【図表 5】生活習慣について（本市と全国の児童生徒質問紙調査の比較）

	朝食を毎日食べる			
	小学校 第5学年		中学校 第2学年	
	男子	女子	男子	女子
広島市	81.4%(81.5%)	78.5%(78.7%)	83.1%(82.0%)	74.9%(74.3%)
全国	81.3%(80.8%)	79.5%(79.4%)	81.7%(79.9%)	74.5%(72.7%)

	スクリーンタイム2時間未満			
	小学校 第5学年		中学校 第2学年	
	男子	女子	男子	女子
広島市	36.6%(36.9%)	42.8%(43.5%)	23.3%(24.7%)	21.9%(26.5%)
全国	35.5%(36.6%)	41.9%(43.3%)	24.1%(25.4%)	25.5%(27.2%)

	1日の睡眠6時間未満			
	小学校 第5学年		中学校 第2学年	
	男子	女子	男子	女子
広島市	3.6%(3.5%)	2.8%(2.6%)	6.4%(7.7%)	9.9%(11.9%)
全国	3.3%(3.6%)	2.4%(2.6%)	6.7%(7.9%)	9.5%(11.8%)

※（ ）内は令和5年度の値

- (1) 「朝食を毎日食べる」と回答した児童生徒の割合は、小学校女子は全国を下回っており、小学校男子と中学校では全国を上回っている。
- (2) 「スクリーンタイム2時間未満」の児童生徒の割合は、小学校では全国を上回っており、中学校では全国を下回っている。特に、中学校女子は大きく下回っており、スクリーンタイムが多い傾向にある。
- (3) 「1日の睡眠6時間未満」の児童生徒は、中学校男子では全国より少なく、小学校と中学校女子では全国より多くなっており、小学校と中学校女子は睡眠時間が少ない傾向にある。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和7年度における対応方針

1 評価

全国体力調査結果を踏まえた取組の実施率は、令和5年度と比較すると小学校では81.6%から93.6%、中学校では50.0%から81.2%と大きく上回っており、自校の課題を踏まえた取組が推進された。また、小・中学校の研究校による公開研究会を実施するとともに、研究校で成果のあった具体的な取組事例について、動画等をオンライン学習支援システムに掲載することにより、各校が活用して実践的な取組を行うことができた。

2 課題

令和6年度全国体力調査（実技調査）において、本市の体力合計点が小・中学校ともに全国平均値を下回っていることから、引き続き自校の調査結果をもとに、児童生徒の体力の状況を把握分析し、その課題に応じた授業改善等の取組を計画的に行う必要がある。また、研究校を増やし、児童生徒の体力向上に向けた先進的な取組を行うとともに、好事例を公開研究会やオ

ンライン学習支援システムを活用して全校に普及していく必要がある。

さらに、令和6年度全国体力調査（児童生徒質問紙調査）において、児童生徒の運動習慣及び生活習慣に課題が見られることから、児童生徒の運動習慣の定着及び生活習慣の改善が図られるよう、研究校の取組の進め方などを紹介し、各校の積極的な取組を促す必要がある。

3 対応方針

授業の取組として、各校が作成する「体力向上推進計画書」について、取組の進捗状況を教育委員会が把握し、指導・助言を行う。また、小学校では「運動領域と保健領域」、中学校では「体育分野と保健分野」を一層関連させた授業改善が推進されるよう、研修会等で指導・助言を行う。さらに、効果的な準備運動の在り方について検討するため、実技研修会を実施する。加えて、引き続きオンライン学習支援システムの内容を充実させ、各校の積極的な活用を促す。

授業以外の取組として、児童生徒の運動習慣の定着や生活習慣の改善を目指した取組が推進されるよう、指定校で成果のあった取組や各校の好事例を4月初めの研修会やオンライン学習支援システムを活用して全校に普及し、各校の積極的な取組を促す。また、PTA協議会等の団体と連携し、生活習慣の改善に係る家庭への啓発を行う。

令和7年度は新たに体力向上重点指定校を小中学校で1校ずつ増やし各2校を指定し、研究推進リーダーを中心とした効果的な取組を公開研究会等で全校に普及することにより、継続的に児童生徒の体力向上に向けた取組を推進する。

なお、近年、小・中学校ともに体力合計点が新型コロナウイルス感染症拡大以前の数値を下回る状況が続いていることから、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲を持ち健やかな体を育む取組である「体力向上の推進」を令和7年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

児童生徒の発達段階に即した平和教育プログラムによる学習を推進するとともに、被爆体験者から直接話を聴く会や、平和を考える集い等の開催などのヒロシマの被爆体験を原点とする学習を進め、平和教育の充実を図る。

第2 令和6年度における課題等への対応方針

1 平和教育プログラムの推進

平和教育の推進に係る研究校において、授業公開及び実践発表を行い、「ひろしま平和ノート」と教科等を関連付けた学校の特色を生かした平和教育の取組について各学校に周知する。また、発信力の強化に向けて、広島平和文化センターが実施する事業との連携を検討する。

2 被爆体験を聴く会等の開催

被爆体験の確かな継承のため、被爆体験者の証言を映像記録として保存する取組を計画的に進める。また、引き続き、市内外の学校等へ映像記録の活用について周知するとともに、これまでの映像記録の更なる活用について検討する。

3 平和を考える集い等の開催

各学校における平和を考える集い等について、年度当初に、教育委員会 LAN システムの書庫に好事例を掲載し学校に周知するとともに、校長会等において児童生徒が主体となった特色ある取組とするよう促す。

4 こどもピースサミットの実施

広島平和記念資料館等の見学や、被爆体験者等の講話を行うなど、「平和の意見発表会」及び「平和への誓い検討会議」の実施内容等を工夫する。また、「平和の意見発表会」への参加者を増やすため、本市ホームページやポスター等で参加を呼び掛けるなど、広報の方法を工夫する。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

本事業の認知度や関心を高めるために、応募対象学年である中学校2年生の「ひろしま平和ノート」へ本事業の取組等を掲載したことから、今後はこれを活用して、本市平和教育の充実に向け、全ての市立中学校等を対象に本事業に取り組むように、校長会等を通して、各学校に促していく。

6 ひろしま子ども平和の集い

平和のメッセージを発信する取組の充実を図るため、広島平和文化センターと連携して「ひろしま子ども平和の集い」の趣旨及び取組内容について、校長会等において周知する。

第3 令和6年度における管理・執行状況

1 平和教育プログラムの推進

平和教育の推進に係る研究校において、「ひろしま平和ノート」と教科等を関連付けた学校の特色を生かした平和教育の取組について授業公開及び実践発表を行うとともに、指導内容や参考資料等について各学校に周知した。また、発信する場を広く創出するため、広島平和文化センターが実施する事業と連携した取組について検討した。

2 被爆体験を聴く会等の開催

171 園・学校において、被爆体験者等の話を聴く機会をつくった（図表 6）。また、被爆体験者 2 人の映像記録を DVD 化し、合計 34 人分となった。さらに、平和を考える集い等での映像記録の活用について校長会及びホームページで周知するとともに、関係部局と連携して行う修学旅行誘致事業において活用事例を含め紹介した。

【図表 6】被爆体験を聴く会等の実施状況

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
学校数	78 園・校	133 園・校	138 園・校	170 園・校	171 園・校

3 平和を考える集い等の開催

平和記念日の意義について指導する平和を考える集い等を全市立小・中学校で開催した。なお、8 月 6 日に平和を考える集い等を開催した学校は、小学校 133 校、中学校 52 校、8 月 6 日以外で平和を考える集い等を開催した学校は、小学校 7 校、中学校 12 校（広島中等教育学校を含む。）であった。

4 こどもピースサミットの実施

平和についての意見文は、市立小学校 140 校、国立小学校 2 校から合計 10,424 人の応募があった（図表 7）。応募者から意見発表会に出場する 20 人を選考し、こども代表 2 人を選出した。また、選考された 20 人の児童が参加する「平和への誓い検討会議」を実施し、平和に対する考えや想いを出し合い「平和への誓い」の原案を作成した。

【図表 7】こどもピースサミット「平和の歌声・意見発表会」作文応募者数及び参加校数

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
作文応募者数 (学校数)	10,895 人 (141 校)	10,974 人 (142 校)	11,012 人 (142 校)	10,737 人 (144 校)	10,424 人 (142 校)

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

令和 6 年度から本事業と各校における平和学習の取組とを関連付け、本事業の更なる充実を図るため、各学校から代表生徒 1 人を選出する形での実施とし、69 校、2,544 点の平和メッセージの応募の中から 69 人をメッセージャーとして選出した（図表 8）。また、活動についてプレスリリースを行うとともに、事前研修及びメッセージ発信の活動の様子を本市ホームページに掲載した。

【図表 8】平和メッセージ応募校数及び応募点数（中学校及び広島中等教育学校）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
応募校数	22 校	30 校	31 校	32 校	69 校
応募点数	1,653 点	1,762 点	1,153 点	1,408 点	2,544 点

6 ひろしま子ども平和の集い

中学校 2 校、高等学校 1 校、特別支援学校 1 校、2 団体（ユースピースボランティア、中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」）が参加し、平和記念式典に参加する他都市から

の参加団体（3団体）とともに平和へのメッセージを発信した。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和7年度における対応方針

1 平和教育プログラムの推進

(1) 評価

平和教育の推進に係る研究校において「ひろしま平和ノート」と教科等を関連付けた学校の特色を生かした平和教育の取組について、授業公開及び実践発表を行い、継承と発信を主軸とした取組について、各学校に周知することができた。また、広島平和文化センターと連携し、他都市のこどもたちと交流する取組について検討することができた。

(2) 課題

「ひろしま平和ノート」と教科等を関連付けた学校の特色を生かした平和教育の取組をより一層進め、被爆の実相の確かな継承を図るとともに、更なる発信力の強化に向けた取組を検討する必要がある。

(3) 対応方針

更なる発信力の強化に向けて平和教育推進研究校を増やし、「ひろしま平和ノート」と教科等を関連付けた学校の特色を生かした平和教育の取組について、授業公開及び実践発表を通して各学校に周知する。また、令和7年度は被爆80周年に当たることから、本市における児童生徒の平和に関する意識の実態及び各学校における取組について調査するとともに、発信力の強化に向けて、広島平和文化センターが実施する事業と連携した取組を実施する。

2 被爆体験を聴く会等の開催

(1) 評価

被爆体験を聴く会については、被爆体験の確かな継承のため、幼児児童生徒が直接、被爆体験者の話を聴くことができるよう日程や方法を工夫することにより171園・学校で開催することができた。

また、被爆体験者の証言記録（平和教育アーカイブス）については、計画どおり、学校や広島平和文化センターから情報提供された中から2人を選定し、映像記録としてデータ化することができた。さらに、映像記録の活用について、校長会及びホームページで周知するとともに、修学旅行誘致事業において活用事例を含め紹介することができた。

(2) 課題

被爆者の高齢化等により、被爆体験を聴く会の講師の確保が次第に難しくなっていることを踏まえ、被爆体験者の証言を映像として保存する取組や新たな講師の紹介を進めるとともに、これまでの映像記録の活用について検討する必要がある。

(3) 対応方針

被爆体験の確かな継承のため、被爆体験者の証言を映像記録として保存する取組や市内各幼稚園・学校における被爆体験を聴く会等の講話実績がある講師の紹介を計画的に進める。また、引き続き、市内外の学校等へ映像記録の活用について周知するとともに、データ化した映像記録の更なる活用について検討する。

3 平和を考える集い等の開催

(1) 評価

8月6日又は学校等が設定した日に開催した平和について考える集い等において、異学年で一緒に折り鶴を折ったり、地域や保護者と連携したりするなど特色ある取組を好事例として教育委員会 LAN システムを活用して学校が閲覧できるようにして、全学校に周知した。

(2) 課題

引き続き、各学校等の実態に応じて、児童生徒が主体となった特色ある取組を増やしていく必要がある。

(3) 対応方針

各学校における平和を考える集い等について、年度当初に、教育委員会 LAN システムの書庫に好事例を掲載し学校に周知するとともに、校長会等において児童生徒が主体となった特色ある取組とするよう促す。

4 こどもピースサミットの実施

(1) 評価

平和記念式典でこども代表が読む平和への誓いの文案を考える「平和への誓い検討会議」を行う前に、元高校生平和大使の講話の聴講や、広島平和記念資料館の見学の機会を設けたことにより、「平和への誓い検討会議」において、講話や見学の内容を生かして平和への誓いの文案を作成することができた。また、本市ホームページ、ポスター及び広報番組等で、「平和の意見発表会」の開催を広報し、広く周知することができた。

(2) 課題

本事業における取組をより充実させていくため、引き続き「平和の意見発表会」への参加を広く呼びかけるとともに、児童が被爆の事実をもとに平和について考えたことを継続して発信する機会を設け、平和への意識の高揚や発信力の向上を図る必要がある。

(3) 対応方針

発信力の向上を図るため、平和担当部局等と連携し、広島を訪れた観光客や修学旅行生に対し、被爆の実相や平和への思いを伝える取組を新たに実施する。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

(1) 評価

令和6年度から市内の全ての中学校からメッセンジャーを選出するよう働きかけたことにより、参加校数が令和5年度の32校から69校に増加した。また、各学校では、生徒が作成した平和メッセージについて丁寧に助言を行ったり、メッセンジャーが校内で本事業における活動を報告する場面を設定したりするなど、生徒の本事業への参加意欲を高める取組も実施され、応募点数は令和5年度の1,408点から2,544点に増加した。

選出された69人のメッセンジャーは、被爆体験伝承者や、英語指導助手(ALT)等を講師とした研修を受講するとともに、招聘した大学教授から、発信する相手を意識したメッセージ作りの視点を学び、広島市内の留学生と交流したりする活動等を通して作成した平和メッセージを、平和記念公園を訪れた海外の人々や、平和記念式典に参列するために訪れた駐日大使等へ発信し、平和への意識の高揚や英語力の向上を図ることができた。

(2) 課題

本事業における取組をより充実させていくため、引き続きプロジェクトへの参加を広く呼

びかけるとともに、生徒が被爆の事実をもとに平和について考えたことを継続して発信する機会を設け、平和への意識の高揚や発信力の向上を図る必要がある。

(3) 対応方針

発信力の向上を図るため、メッセージャーの中から代表者を選出して他都市へ派遣し、現地や全国の中学生等と交流する取組を新たに実施する。

6 ひろしま子ども平和の集い

(1) 評価

参加した児童生徒等からは、「平和について考え、取り組むきっかけになった」「原爆・戦争や平和について、周りの人たちに伝えていきたい」等の感想が寄せられており、児童生徒をはじめとする来場者の平和への意識が高まった。

(2) 課題

より多くのこどもたちが平和への想いを共有できるよう、広島平和文化センターと連携して、平和のメッセージを発信する取組の充実を図る必要がある。

(3) 対応方針

平和のメッセージを発信する取組の更なる充実を図るため、広島平和文化センターと連携して「ひろしま子ども平和の集い」の取組内容等について検討し、平和のメッセージを発信する機会を拡充する。

なお、「平和を希求する心」につながる本市独自の特色ある取組のため、引き続き令和7年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

学校教育活動を通じて、一人一人の社会的・職業的自立に向け、また、将来の地域社会の担い手となることができるよう、地元企業等での体験学習等を通じて、それに必要な能力や態度を育成する。

第2 令和6年度における課題等への対応方針

各学校において、キャリア教育を年間指導計画に位置付け、働くことの意義や社会の一員としての役割等を理解し、自らの生き方について考えていく学習を教科横断的に行うとともに、地元経済団体との連携強化や本市ホームページ、SNSでの積極的な募集により、地元の協力企業等の受け皿の拡充に取り組み、体験活動（社会見学や職場体験学習、インターンシップ）や職業講話の充実を図る。

第3 令和6年度における管理・執行状況

小学校では、低学年で実施するまち探検や中学年から高学年において実施する社会見学及び外部講師による講演会等を通して様々な職業に携わる人々の思いや働くことの大切さについて学んだ。また、体験活動を実施する際には、教員が、教科指導の視点だけでなく、キャリア教育の視点をもって取り組むことができるよう、校内研究会等の機会を捉え、指導主事が指導助言を行った。

中学校では、全校において職場体験学習、職業講話のいずれか又は両方を実施した。職場体験学習については、令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から実施校が減少していたが、令和6年度は55校で実施した。また、新たな体験学習の受け皿の拡充に向けて、本市ホームページやSNSで中学生の職場体験受け入れ事業所の募集を行った。職業講話については、地元の経済団体（広島商工会議所、広島経済同友会、広島県経営者協会、中国経済連合会）で組織する「ひろしまキャリア教育応援団」から33校に延べ149人の講師が派遣された（図表9）。

【図表9】職場体験学習及びひろしまキャリア教育応援団からの講師派遣による職業講話実施校等（中学校）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
職場体験学習	2校	5校	12校	38校	55校
ひろしまキャリア教育応援団協力企業等数	6者	34者	42者	43者	43者
職業講話 (ひろしまキャリア教育応援団からの講師派遣による)	7校 (講師45人)	20校 (講師87人)	32校 (講師136人)	30校 (講師141人)	33校 (講師149人)

高等学校では、生徒の学習意欲や職業意識をより一層高めるため、「プロフェッショナル人材活用事業」として、産業界の一線で活躍している企業人や大学教授などによる講義を全校で実施した。

また、インターンシップについては、就職コーディネーターや各校の進路指導部による企業への働きかけにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施できなかった時期からは回復傾向にあり、令和6年度は生徒245人に対して実施した（図表10）。

【図表10】インターンシップ参加者数（高等学校）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加者数	2人	82人	141人	172人	245人

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和7年度における対応方針

1 評価

各学校においてキャリア教育を年間指導計画に位置付け、各教科や特別活動等のねらいや、児童生徒の実態を踏まえて、小・中・高等学校それぞれの発達段階に応じた体験学習等を通して、児童生徒が働くことの意義や地元企業の特長等を学び、自己の将来の在り方について考えることができた。

小学校では、まち探検や社会見学及び外部講師による講演会等を通して、様々な職業に携わる人々の思いや働くことの大切さについて学ぶことができた。

中学校については、全校において職場体験学習又は職業講話を実施し、幅広く将来のキャリアについて考える機会とすることができた。また、職場体験学習については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から実施校数が減少していた時期と比較すると実施校が増加した。さらに、本市ホームページやSNSで中学生の職場体験受け入れ事業所の募集を行い、受け入れ事業所リストに新たに57の企業を加えることができた。

高等学校については、「プロフェッショナル人材活用事業」として、産業界の一線で活躍している企業人や大学教授などによる講義を全校で実施し、生徒の学習意欲や職業意識をより一層高めることができた。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があった時期に比べ希望する生徒がインターンシップに参加できるようになり、職業観、勤労観を醸成するとともに、自己の職業適性や将来設計について考える機会となった。

2 課題

将来の地域社会の担い手として働くことの意義の理解を深め、生徒が地元企業の活動に関心を持つきっかけとなるよう、地元の協力企業等の受け皿の拡充や学校と民間企業等のマッチング機能の強化に取り組み、発達段階に応じたキャリア教育の更なる拡充を図る必要がある。

3 対応方針

引き続き、各学校において、キャリア教育を年間指導計画に位置付け、働くことの意義や社会の一員としての役割等を理解し、自らの生き方について考えていく学習を教科横断的に行うとともに、地元経済団体との連携強化や本市ホームページ、SNSでの積極的な募集による地元の協力企業等の受け皿の拡充、教育委員会事務局に地域や産業界が持つ教育資源と学校をつなぐ役割を担うキャリア教育コーディネーターを配置することなどにより、体験活動（社会見学や職場体験学習、インターンシップ）や職業講話の一層の充実を図る。

第1 事務の目的・概要

本市高等学校及び中等教育学校の将来構想となる「広島市ハイスクールビジョン」の行動計画である「ハイスクールビジョン推進プログラム」（令和4年3月一部改定）を着実に推進することにより、「魅力ある高校づくり」の一層の充実に取り組む。

第2 令和6年度における課題等への対応方針

各校が設置している将来構想検討組織（学校により名称は異なる）に指導主事を派遣し、「ハイスクールビジョン推進プログラム」に掲げた取組の進捗状況を把握するとともに、その着実な推進に向けた指導・助言を行う。

また、教育委員会内に「ハイスクールビジョン推進委員会」を設置し、各校の取組の成果と課題の分析を行い、必要な人的支援や物的支援等を実施する。

第3 令和6年度における管理・執行状況

全ての市立高等学校7校及び中等教育学校1校がそれぞれ校内に設置した将来構想検討組織において定期的に協議を行い、「ハイスクールビジョン推進プログラム」に掲げた取組の推進に取り組んだ。この協議の場には教育委員会から指導主事を派遣し、学校の取組状況を詳しく把握するとともに、必要に応じて指導・助言を行った。特に学科改編等を実施又は検討している学校（基町高等学校、広島工業高等学校、美鈴が丘高等学校）については、重点支援校として、基町高等学校には22回、広島工業高等学校には35回、美鈴が丘高等学校には45回指導主事を派遣した。

また、教育委員会内に設置した「ハイスクールビジョン推進委員会」において、各校の取組の成果と課題の分析や、各校の課題を踏まえた人的支援や物的支援等を実施するための協議を行い、その結果を令和7年度予算等に反映させた。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和7年度における対応方針

1 評価

それぞれの高等学校等において「ハイスクールビジョン推進プログラム」に掲げた取組の推進を着実に図ることができた。

具体的には、重点支援校の基町高等学校では、音楽科を設置している高等学校への視察等による情報収集を踏まえ、教育課程の検討や教育課程を実施する場合に必要な施設、楽器等の備品、教職員について検討を行うことができた。

広島工業高等学校では、工業6学科の学科改編について、企業有識者による教員研修を踏まえ、教育課程の検討を行うとともに、学科横断的な教育課程の実現に向け、企業人による生徒対象講義等を行うことができた。

美鈴が丘高等学校では、令和7年4月に新しい普通科として設置する「グローバル探究科」の探究を軸とした教育課程の先行実施、学校の魅力化・特色づくりを協議するコンソーシアムや高校生と地域をつなぐコーディネーターの活用等により、地域社会に開かれた学びを提供するカリキュラム開発を行うことができた。

2 課題

基町高等学校では、音楽科や音楽コースを設置している高等学校への視察等を行いながら、引き続き創造表現コースに音楽分野を追加することについて検討を行う必要がある。

広島工業高等学校では、将来の地域産業界を支えつつ、イノベーションを牽引する人材を育成するための工業6学科の学科改編として、これまでの検討を踏まえた学科構成、入学者選抜の実施内容、学科横断的な教育課程等を具体的に検討する必要がある。

また、次期ハイスクールビジョンの策定に向けて、更なる少子化の進行や高等学校授業料無償化等、社会環境の変化を踏まえた高等学校の在り方を検討していく必要がある。

3 対応方針

引き続き、各校が設置している将来構想検討組織に指導主事を派遣し、「ハイスクールビジョン推進プログラム」に掲げた取組の進捗状況を把握するとともに、その着実な推進に向けて指導・助言を行う。

また、教育委員会内に設置した「ハイスクールビジョン推進委員会」において各校の取組の成果と課題の分析を行い、必要な人的支援や物的支援等を実施するとともに、社会状況を踏まえた中長期的な観点から今後の市立高等学校の在り方について検討する。

第1 事務の目的・概要

障害のある幼児児童生徒（以下、この項目において「児童生徒等」という。）の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。

また、障害の有無やその他個々の違いを認識しつつ様々な人々がいきいきと活躍できる共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の充実を図る。

第2 令和6年度における課題等への対応方針

1 広島特別支援学校の教育の充実

(1) 教育内容の充実

全教員で統一したテーマを定めて授業づくり等に取り組むとともに、小学部、中学部、高等部の3つの学部間でも実践交流を行うことにより、児童生徒の実態を踏まえた適切な指導・支援を行うことにより、指導の充実を図る。また、体験的学習、職場実習及び特別支援学校技能検定などを計画的に実施し、社会的・職業的な自立に向けた取組を推進する。

(2) ICTの利活用の推進

児童生徒の主体的な活動等を支援するため、関係課と協議し、必要な児童生徒のタブレット端末にアプリをインストールする効率的な方法を検討し、実施する。また、それらのアプリを有効に活用できるよう、講師等による研修会等を実施する。

2 小・中学校の特別支援学級における指導の充実

(1) 特別支援学級指導員等の配置

特別支援学級指導員及び学習サポーターについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態に応じて適切に配置するとともに、各学校において特別支援学級指導員や学習サポーターの効果的な活用や適切な指導・支援が行われるよう、指導員の研修会の充実を図るとともに校長会等での周知を行う。

(2) ICTの利活用の推進

児童生徒の主体的な活動等を支援するため、関係課と協議し、必要な児童生徒のタブレット端末にアプリをインストールする効率的な方法を検討し、実施する。また、それらのアプリを有効に活用できるよう、講師等による研修会等を実施する。

3 通級による指導の充実

小学校及び中学校の通級指導教室については、指導形態や増設、人材育成等について検討を行う。高等学校については、校長会等で通級による指導の仕組み等について周知するとともに、全ての市立高等学校について生徒のニーズを把握し、必要に応じて通級指導を実施できるようにする。

4 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業

学習サポーター・特別支援教育アシスタントについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態を踏まえた指導・支援を行うことができるよう、研修内容の充実を図るとともに、校長会等でも組織的・計画的な指導・支援の在り方等について周知を図る。

5 巡回相談指導等の実施

言語障害等に造詣の深い学識経験者等に専門家チーム委員を委嘱する。また、引き続き、校

長会や特別支援教育コーディネーター研修等において、巡回相談指導で得た情報の効果的な共有や組織的・計画的な支援の見直し等について周知し、適切な指導・支援につなぐ。

6 インクルーシブ教育の推進

インクルーシブ教育実践研究校において、合理的配慮を踏まえた授業づくり及び適切な評価の好事例を蓄積するとともに、特別支援学級における個に応じた授業づくり等についても研究し、研究会の開催や校長会等を通して全市に好事例や研究成果を普及する。

7 医療的ケアの充実

看護師が安心して勤務し、安全な医療的ケアを実施するため、指導的立場の看護師及び指導医による巡回を行う。医療的ケアの実施体制を整備するため、本市における医療的ケアのガイドラインを策定するとともに、専門医からの意見聴取や、医療的ケア実施校の校長を対象とした研修会を開催する。

また、保護者の付き添いがなくても通学できるような体制の整備について、モデル的な取組を実施する。

第3 令和6年度における管理・執行状況

1 広島特別支援学校の教育の充実

(1) 教育内容の充実

将来の自立や社会参加に向け、全校で統一した研究テーマを設定して研究を行い、全教員が授業づくり等に取り組むとともに、小学部、中学部、高等部の3つの学部間でパネルディスカッションにより実践交流を行った。また、清掃作業等の校内実習及び校外での実習、職場見学、職場体験実習、特別支援学校技能検定等を計画的に行った。

(2) ICTの利活用の推進

学校と連携を図りながら障害ごとに効果的なアプリを整理し、関係課と連携して年度内に必要なアプリのインストールを行う計画であったが、効果的なインストール手続等の検討に時間を要したため、インストールは令和7年4月末に完了し、それに伴う研修の実施は、令和7年度中に行うこととした。

2 小・中学校の特別支援学級における指導の充実

(1) 特別支援学級指導員等の配置

学習面や生活面における介助度が高い児童生徒の学級に特別支援学級指導員（小学校226人、中学校74人、計300人）を配置するとともに、軽度の障害のある児童生徒については学習サポーターを配置し、学習支援等を行った（図表11、12）。また、特別支援学級指導員を対象とした研修会を開催し、テーマに基づく協議の時間を設定するなど内容の充実を図った。

【図表11】特別支援学級指導員の人数の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	248人	225人	226人	226人	226人
中学校	80人	74人	74人	74人	74人
合計	328人	299人	300人	300人	300人

【図表 12】 学習サポーター・特別支援教育アシスタント活用人数の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
[肢体不自由] 特別支援教育アシスタント	49 人役	46 人役	54 人役	52 人役	56 人役
[発達障害] 学習サポーター（平成 31 年度（令和元年度）までは特別支援教育アシスタント）	496 人役	568 人役	580 人役	613 人役	610 人役
合計	545 人役	614 人役	634 人役	665 人役	666 人役

(2) ICT の利活用の推進

効果的なアプリを精選したリストをもとに、学校からの申請に応じて年度内に必要なアプリのインストールを行う計画であったが、関係課と協議する中で手順や方法を見直し、まずは指定校において効果等を検証した上で、順次、学校からの申請に応じてインストールすることとした。なお、指定校の対象児童生徒のタブレット端末へのインストールは令和7年4月末に完了し、それに伴う研修の実施は、令和7年度中に行うこととした。

3 通級による指導の充実

小学校では、343 人に対し 15 校 31 教室で指導を行った。中学校では、36 人に対し 3 校 4 教室で指導を行った。高等学校では、全ての市立高等学校において生徒のニーズを把握し、必要に応じて巡回指導を実施することとし、16 人に対し 1 校 2 教室で指導を行った。また、通級指導教室等設置校長会を開催し、本市における通級による指導の制度、担当者育成等について周知を図った（図表 13）。

【図表 13】 通級による指導を受けている児童生徒数の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	347 人	347 人	338 人	340 人	343 人
中学校	40 人	42 人	40 人	31 人	36 人
高等学校	10 人	11 人	13 人	15 人	16 人
合計	397 人	400 人	391 人	386 人	395 人

4 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業

通常の学級に在籍する肢体不自由児を対象とした特別支援教育アシスタントと、障害の有無にかかわらず学習支援を必要とする児童生徒等を対象とした学習サポーターを、引き続き適切に配置し、特別支援学級と通常の学級において学習支援等を行った。また、学習サポーターと特別支援教育アシスタントそれぞれに対して各校の効果的な事例を掲載した研修資料を配付し、各学校において研修を実施した。

5 巡回相談指導等の実施

言語障害等に造詣の深い学識経験者等に専門家チーム委員を委嘱するとともに、巡回相談指導の効果的な活用例や校内での情報共有の仕方、組織的・計画的な支援の見直し等について、校長会や特別支援教育コーディネーター研修等において周知した（図表 14）。

【図表 14】巡回相談指導の実施状況の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施園・校数	120園・校	80園・校	113園・校	101園・校	110園・校
実施回数	226回	125回	168回	174回	168回

6 インクルーシブ教育の推進

特別支援教育に係るモデル的な取組を行っている小学校2校、中学校1校を実践研究校に指定し、特別支援教育の視点からの学校体制づくりや特別支援学級の授業づくり等について実践研究を行うとともに、公開研究会等の開催、校長会での取組等の周知を行った。また、合理的配慮を踏まえた授業づくりや適切な評価等に関して、小学校7校、中学校5校において実践研究を行った。

これらの実践研究校に配置している専任の特別支援教育コーディネーターを対象とした事例研究会を開催した。

7 医療的ケアの充実

医療的ケア児の在籍する学校に必要な看護師を配置するとともに、教育委員会事務局内の看護師及び指導医による巡回を行った（図表 15）。医療的ケアの実施体制を整備するため、専門医からの意見聴取や、医療的ケア実施校の校長を対象とした研修会を開催した。また、本市における医療的ケアのガイドラインの策定に向け、基本骨子を整理した。

また、医療的ケア児の通学支援モデル事業として、令和6年9月から、保護者の代わりに通学に付き添う看護師の派遣等を、1人当たり48回を上限として試行的に8件実施した。

【図表 15】医療的ケアが必要な児童生徒数の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小・中学校	14人	15人	16人	17人	21人
特別支援学校	40人	44人	42人	41人	39人
合計	54人	59人	58人	58人	60人

第4 管理・執行状況に関する評価・課題及び令和7年度における対応方針

1 広島特別支援学校の教育の充実

(1) 教育内容の充実

ア 評価

全教員で統一したテーマを定めて授業づくり等に取り組むとともに、小学部、中学部、高等部の3つの学部間でパネルディスカッションにより実践交流を行うことによって、互いの実践に刺激を受け、指導の充実につながった。また、体験的学習、職場実習及び特別支援学校技能検定などを計画的に実施したことにより、社会的・職業的な自立に向けた生徒の意欲の向上につながった。

イ 課題

児童生徒が、自立と社会参加に必要な知識や技能等を身に付けることができるよう、校内での実践を相互に共有しながら、他の学校との実践交流や意見交換も行うなどして研究を進め、知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導・支援の一層の充実に努めるとともに、引き続き、体験的学習等を行い、社会的・職業的な自立に向けた支援を

行う必要がある。

ウ 対応方針

引き続き、全教員で統一した研究テーマを設定して授業づくりに取り組み、校内での実践交流を行うとともに、児童生徒の実態を踏まえた適切な指導・支援については、授業研究会を通じた実践交流や意見交換を行うことなどにより、指導の充実を図る。また、体験的学習、職場実習及び特別支援学校技能検定などを計画的に実施し、社会的・職業的な自立に向けた取組を推進する。

(2) ICT の利活用の推進

ア 評価

障害ごとに効果的なアプリを整理し、精選したリストを作成することができた。インストールの手続きの整理に時間を要したことから、当初予定していた令和 6 年度末までのインストール完了及び講師等による研修会の実施はできなかったが、令和 7 年 4 月末までにはインストールを完了することができた。

イ 課題

インストールしたアプリの効果検証とともに、引き続き教職員の ICT 活用能力の一層の向上を図る必要がある。

ウ 対応方針

インストールしたアプリの活用事例等を収集し、その効果検証を図るとともに、教職員を対象とした研修会を実施する。

2 小・中学校の特別支援学級における指導の充実

(1) 特別支援学級指導員等の配置

ア 評価

学習面や生活面で介助度が高い児童生徒が在籍する学級に特別支援学級指導員を、比較的軽度の障害のある児童生徒が多数在籍する学級に学習サポーターを配置し、児童生徒の支援を充実させることができた。また、特別支援学級指導員を対象とした研修会を開催するとともに、校長会等で適切な指導・支援の仕方について周知した。

イ 課題

特別支援学級の在籍児童生徒は年々増加している。引き続き適切な支援を行うため、特別支援学級指導員及び学習サポーターについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態に応じて適切に配置する必要がある。また、指導員や学習サポーターの研修を充実させるとともに、適切な指導・支援のあり方や効果的な活用の仕方について引き続き周知を図る必要がある。

ウ 対応方針

引き続き、特別支援学級指導員及び学習サポーターについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態に応じて適切に配置する。また、各学校において、特別支援学級指導員や学習サポーターの効果的な活用や、適切な指導・支援が行われるよう、学習サポーターや指導員の研修会の充実を図るとともに校長会等での周知を行う。

(2) ICT の利活用の推進

ア 評価

インストールの手順や方法について再度見直しを図り、アプリの導入の在り方について

整理することができた。当初予定していた令和 6 年度末までのインストール完了及び講師等による研修会の実施はできなかったが、令和 7 年 4 月末までには指定校の対象児童生徒及び教職員のタブレット端末へのインストールを完了することができた。

イ 課題

具体的なアプリの効果や活用方法について教職員へ周知し、各校において対象児童生徒に必要なアプリの判断や、実態に応じた活用ができるようにする必要がある。

ウ 対応方針

指定校のアプリの活用事例等を収集し、その効果検証を図るとともに、教職員を対象としたアプリの研修会を実施する。学校からの申請に応じて、必要な児童生徒のタブレット端末にインストールする。

3 通級による指導の充実

(1) 評価

児童生徒の障害の状態や保護者のニーズを踏まえた適切な指導ができた。高等学校については、全市立高等学校の生徒について、必要に応じて巡回指導を実施することができた。さらに、通級指導教室等設置校長会を開催し、本市における通級による指導の制度、担当者育成等について周知することができた。

(2) 課題

小学校及び中学校については、児童生徒の居住地や通級による指導のニーズ等を踏まえ、巡回指導など適切な指導形態の検討及び計画的な増設、通級指導教室担当者の人材育成等について検討する必要がある。高等学校については、通級による指導の仕組み等について校長会等で一層の周知を図るとともに、引き続き、各学校のニーズを把握し、ニーズのある生徒を通級指導につなぐ必要がある。

(3) 対応方針

小学校及び中学校の通級指導教室については、巡回指導を含む指導形態や、ニーズのある児童生徒の居住地等を踏まえた増設、人材育成等について検討を行う。高等学校については、校長会等で通級による指導の仕組み等について周知するとともに、全ての市立高等学校について生徒のニーズを把握し、必要に応じて通級指導を実施できるようにする。

4 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業

(1) 評価

学習サポーター・特別支援教育アシスタントについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態を踏まえた指導・支援を行うことができるよう、研修用の資料を提供するとともに、校長会等でも組織的・計画的な指導・支援のあり方等について周知を図ることができた。

(2) 課題

対象となる児童生徒の実態が多様化・複雑化している。適切な支援を行うため、学習サポーター・特別支援教育アシスタントについて必要な人員を確保するとともに、児童生徒の実態を的確に把握することや、実態把握に基づいて指導・支援を組織的・計画的に行うことについて、研修内容や実施時期の見直しなど充実を図ることが必要である。

(3) 対応方針

引き続き、学習サポーター・特別支援教育アシスタントについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態を踏まえた指導・支援を行うことができるよう、研修内容や実施時期の見直し

などを行うとともに、校長会等でも組織的・計画的な指導・支援のあり方等について周知を図る。

5 巡回相談指導等の実施

(1) 評価

言語障害を中心とするニーズに対応した巡回相談指導を実施することができた。校長会や特別支援教育コーディネーター研修等において、巡回相談指導の効果的な活用例や校内での情報共有の仕方、組織的・計画的な支援の見直し等について周知することができた。

(2) 課題

各学校において特別な教育的支援を必要とする児童生徒数が増加するとともに、対象となる児童生徒の実態が多様化・複雑化しているため、様々な障害に対応できるよう、専門家チーム委員の専門分野を広げる必要がある。また、巡回相談指導で得た情報の効果的な共有や組織的・計画的な支援の見直しを行うことができるよう、引き続き周知が必要である。

(3) 対応方針

ニーズが増加している肢体不自由等に造詣の深い学識経験者等を専門家チーム委員に加えるとともに、引き続き、校長会や特別支援教育コーディネーター研修等において、巡回相談指導で得た情報の効果的な共有や組織的・計画的な支援の見直し等について周知し、適切な指導・支援につなぐ。

6 インクルーシブ教育の推進

(1) 評価

インクルーシブ教育実践研究校において授業研究会や学校公開等を開催するとともに、校長会等で好事例を紹介し、合理的配慮を踏まえた授業づくりや、特別支援学級における個に応じた授業づくり等について、研究成果を発信することができた。

(2) 課題

通常の学級については、合理的配慮を踏まえた授業実践は進みつつあるが、個別の事例についての適切な評価の在り方については課題が見られた。また、特別支援学級の授業づくりや校内体制づくりについては、普及の方法等について工夫する必要がある。

(3) 対応方針

インクルーシブ教育実践研究校において、合理的配慮を踏まえた授業づくり及び適切な評価の好事例を蓄積するとともに、特別支援学級の授業づくりや校内体制づくり等についての研究成果をリーフレット等にまとめ、研究会や校長会等を通して全市に好事例や研究成果を普及する。

7 医療的ケアの充実

(1) 評価

医療的ケア児の在籍する学校に必要な看護師を配置するとともに、必要に応じて教育委員会事務局内の看護師及び指導医による巡回指導を行うことができた。また、専門医からの意見聴取や、医療的ケア実施校の校長を対象とした研修会を開催した。本市における医療的ケアのガイドラインの策定については、基本骨子を再整理したため、策定までには至らなかったが方向性を整理することができた。

また、通学時に看護師の派遣等を行うモデル事業については、申請のあった全8件を試行実施することができた。

(2) 課題

安心・安全な医療的ケアを実施するため、引き続き指導的立場の看護師や指導医の巡回を行うとともに、医療的ケア実施校の教職員の理解を深め、各校における医療的ケアの体制整備を図る必要がある。医療的ケアのガイドラインの策定に向け、専門医からの意見聴取等を行い、内容の充実を図る必要がある。

また、医療的ケア児の通学支援については、年度当初から通年で実施できるようにするなど、体制の整備の充実を図る必要がある。

(3) 対応方針

看護師が安心して勤務し、安全な医療的ケアを実施するため、引き続き指導的立場の看護師及び指導医の巡回を行う。医療的ケアの実施体制を整備するため、本市における医療的ケアのガイドラインを策定するとともに、専門医からの意見聴取や、医療的ケア実施校の校長を対象とした研修会を開催する。

また、通学支援については、年度当初から利用することができるように手続きの時期を見直すとともに、通年実施に向けて実施回数等の拡充を図る。

第1 事務の目的・概要

中山間地・島しょ部の地域活性化における学校の重要性に鑑み、似島・戸山・阿戸の各小・中学校を小中一貫教育校とし、地域の特性を生かした魅力ある教育を展開する学校づくりを進める。

また、湯来地域において、全ての小学校及び中学校を統合し、湯来ならではの特色ある教育を行う小中一貫教育校の新設に向けた取組を進める。

第2 令和6年度における課題等への対応方針

1 似島・戸山・阿戸小中一貫教育校における特色ある教育の展開

(1) 小中の接続を円滑に進めるための取組の推進

各学校において小中合同で開催する研修会や校内研究組織の充実等、小中が一体となって児童生徒を育てる体制づくりを進めるとともに、小中一貫教育校の研究推進リーダーに対し研修会を開催し、一小学校、一中学校の学区のうち、主に校舎が隣接している中学校区を指定した小中連携教育推進校の研究推進リーダー研修会との合同開催など、開催方法を工夫することで、本市の小中一貫教育を推進する人材を育成する。

(2) 独自教科の実施

小中一貫教育校の特例を活用し、各学校において独自教科を実施する。教科の取組内容については、学校運営協議会で共有した上で、地域の課題解決に向けた探究的な学びとなるよう、地域人材や素材をより積極的に活用したカリキュラムの改善を図り、地域とともに特色ある教育活動を推進する。

(3) 多様な考え方、価値観の交流

独自教科の学習成果等を発表し合う場面に限らず、様々な学習活動や他教科においても、ICTを活用した交流授業を実施する。また、小中一貫教育校以外の学校とのICTを活用した交流授業についても計画を立て実施し、小中一貫教育校の研究推進リーダー研修会で共有することで、更なる充実を図る。

(4) 通学区域外の児童生徒の募集

通学区域外から通学する児童生徒数を増やすため、引き続き、幼稚園や保育園、小学校や中学校へのリーフレット配付、小中一貫教育校の取組のSNSでの発信、募集ポスター作成等、保護者に広く周知するとともに、通学区域外からの通学を希望する児童生徒に対し体験入学を実施する。また、各学校において、通学区域外から通学を希望した児童生徒及び保護者との面談により把握した選択理由を参考とし、小中一貫教育校の魅力を伝えるホームページの更新、学校の取組に関するプレスリリースなどを積極的に行う。

2 湯来地域における小中一貫教育校の新設

「湯来地域における小中一貫教育校に係る基本構想」の内容を踏まえて、小中一貫教育校の開校に向けた準備を進めていくため、新たに「湯来地域における小中一貫教育校開校準備会議」（以下、この項目において「開校準備会議」という。）を設置し、本市が主体となって、保護者や地域住民、学校関係者等と意見交換しながら教育内容等の検討を進めるとともに、令和6年度は施設整備に係る基本計画を策定する。

第3 令和6年度における管理・執行状況

1 似島・戸山・阿戸小中一貫教育校における特色ある教育の展開

(1) 小中の接続を円滑に進めるための取組の推進

各学校において、小中合同で独自教科のカリキュラムについて大学教授から助言を受けたり、小中合同の小グループによる実践交流を行ったりする等、校内研修会や校内研究組織の充実を図り、小中が一体となって児童生徒を育てる体制づくりを進めた。また、教育委員会主催の研修会を小中連携教育推進校の研究推進リーダー研修会と合同で開催し、各学校の研究推進リーダーが自校の実践を振り返り共有するとともに、小中一貫教育校の中学校教諭による小学校への乗り入れ授業を参観した。

(2) 独自教科の実施

各学校の独自教科について、それぞれの地域特性をより生かしたカリキュラムとなるよう、学習内容や学習で活用する地域人材や素材について、学校運営協議会において協議を行った。

(3) 多様な考え方、価値観の交流

小中一貫教育校間において、独自教科の学習成果等を、ICTを活用して発表し合う交流授業を実施した。また、小中一貫教育校を新設する予定である湯来地域の学校や他の中山間地の学校とICTを活用した交流授業を行い、小中一貫教育校の研究推進リーダー研修会で各校の取組や交流授業について情報を共有した。

(4) 通学区域外の児童生徒の募集

通学区域外から通学する児童生徒数を増やすため、幼稚園や保育園、小学校や中学校へのリーフレット配付、小中一貫教育校の取組のSNSでの発信、募集ポスター作成等、保護者に広く周知するとともに、通学区域外からの通学を希望する児童生徒に対し体験入学を実施した。また、通学区域外から通学を希望した児童生徒及び保護者との面談により、選択理由を把握し、募集に生かす検討を行った上で広報を実施した。

2 湯来地域における小中一貫教育校の新設

令和6年4月に策定した「湯来地域における小中一貫教育校に係る基本構想」の内容を踏まえて、令和12年4月の開校に向けて、開校準備会議を8回開催し保護者や地域住民等と意見交換しながら教育内容等の検討を進めるとともに、校舎新築に係る基本計画を令和7年3月に策定した。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和7年度における対応方針

1 似島・戸山・阿戸小中一貫教育校における特色ある教育の展開

(1) 小中の接続を円滑に進めるための取組の推進

ア 評価

小中合同で開催する研修会の内容の充実や校内研究組織の充実を図り、小中が一体となって授業改善に取り組む等、児童生徒を育てる体制づくりを行うことができた。また、教育委員会主催の研修会を小中連携教育推進校の研究推進リーダー研修会と合同で開催し、独自教科のカリキュラムについて大学教授からの専門的な知見を踏まえて交流したり、他校との比較から自校の取組を振り返ったりすることで研究推進リーダーがカリキュラム・マネジメントの視点を持ち、自校の取組の改善策を検討することにつながった。

イ 課題

小中が一体となって児童生徒を育てる体制づくりを更に進める必要がある。

ウ 対応方針

引き続き、各学校において小中合同で開催する研修会や校内研究組織の充実等、小中が一体となって児童生徒を育てる体制づくりを進めるとともに、小中一貫教育校の研究推進リーダーに対し研修会を開催したり、市内の各中学校区で行われる小・中連携教育研究会において、必要に応じて小中一貫教育校の研究推進リーダーが自校の取組について発表したりすることで、本市の小中一貫教育を推進する人材を育成する。

(2) 独自教科の実施

ア 評価

独自教科の取組内容を学校運営協議会で共有した上で、各学校の地域特性を生かし、地域人材や素材を積極的に活用したカリキュラムに改善することができた。

イ 課題

独自教科において、児童生徒と地域住民が地域の課題について考え課題解決を行う等、地域と協働する学習活動を設定する必要がある。

ウ 対応方針

引き続き、独自教科の取組内容を学校運営協議会で共有した上で、地域の課題解決に向け、地域と協働する学習活動になるよう、カリキュラムの更なる改善を図り、地域とともに特色ある教育活動を推進する。

(3) 多様な考え方、価値観の交流

ア 評価

小中一貫教育校間において、独自教科の学習成果等を、ICTを活用して発表し合う交流授業を各学年で実施するとともに、湯来地域の学校や他の中山間地の学校とICTを活用した交流授業を行ったことにより、自分の地域のよさを伝えたり、互いの地域のよさを認め合ったりすることにつながった。また、小中一貫教育校の研究推進リーダー研修会で各校の取組や交流授業について共有することで取組の充実や改善につながった。

イ 課題

ICTを活用した交流授業については、独自教科の学習成果を発表する場面や一部の学校間に限られていることから、他教科の学習や中山間地の学校との交流を更に進める必要がある。

ウ 対応方針

独自教科の学習成果等を発表し合う場面に限らず、様々な学習活動や他教科においても、ICTを活用した交流授業を実施する。また、引き続き小中一貫教育校以外の学校とのICTを活用した交流授業を実施し、小中一貫教育校の研究推進リーダーに対する研修会で共有することで、更なる充実を図る。

(4) 通学区域外の児童生徒の募集

ア 評価

リーフレット、ポスター等で転入学の募集をし、学校説明会や体験入学を行うとともに、SNSで小中一貫教育校の取組を紹介した結果、新たに通学区域外から通う児童生徒は、戸山小中一貫教育校が2人（中学校1年生2人）、似島小中一貫教育校が27人（小学校1年

生1人、3年生1人、4年生1人、中学校1年生23人、中学校2年生1人)となった。

さらに、通学区域外から通学する児童生徒及び保護者から、各学校の自然環境や人的環境等、通学を希望した理由を聞き取り、それらを生かした教育活動の様子を各学校のホームページやプレスリリース等で積極的に広報することができた。

イ 課題

通学区域外から登校する児童生徒が減少傾向にある学校については、広報を更に工夫する必要がある。

ウ 対応方針

通学区域外から通学する児童生徒数を増やすため、引き続き、幼稚園や保育園、小学校や中学校へのリーフレット配付、小中一貫教育校の取組の SNS での発信、募集ポスター作成等、保護者に広く周知するとともに、通学区域外からの通学を希望する児童生徒に対し体験入学を実施する。また、各学校において、通学区域外から通学を希望した児童生徒及び保護者との面談により把握した選択理由を参考とし、小中一貫教育校の魅力を伝えるホームページの更新、学校の取組に関するプレスリリースなどを更に積極的に行う。

2 湯来地域における小中一貫教育校の新設

(1) 評価

教育委員会事務局及び市長事務局の関係部署とが連携しながら、教育内容や施設整備、通学手段の確保等についての検討状況等を保護者や地域住民等に説明し意見交換を行い、校舎新築に係る基本計画を策定するなど、小中一貫教育校の新設に向けた取組を進めることができた。

(2) 課題

小中一貫教育校の開校に向けて、引き続き、関係する保護者や地域住民、学校関係者等と意見交換しながら、教育内容や施設整備、通学手段の確保、跡地・跡施設の活用等について、具体的な検討を進める必要がある。

(3) 対応方針

開校準備会議を継続して開催し、関係する保護者や地域住民、学校関係者等と意見交換しながら、教育内容等の検討を進めるとともに、令和7年度から校舎新築に係る基本・実施設計等に着手する。

第1 事務の目的・概要

日本語指導を必要とする児童生徒が増加傾向にあるため、市立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等に対し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充及び進学・キャリア支援等を行う日本語指導体制を充実させる。また、円滑に学校生活を送ることができるようにするために、帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言を行う。

第2 令和6年度における課題等への対応方針

1 日本語指導体制の充実

小・中学校において、日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する学校に、日本語指導コーディネーターの派遣依頼を促すため、校長会及び研修会で日本語指導コーディネーターの役割や活用方法について周知し、日本語指導コーディネーターによる継続的な学校訪問及び指導助言を行うとともに、児童生徒の実態に応じて、日本語指導協力者を派遣することにより、各学校における指導の充実を図る。

高等学校においては、各学校で個々の生徒の実態を把握し、日本語指導が必要な生徒に対して、日本語指導協力者を派遣する。

2 帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言

教育相談員訪問制度の周知を校長会等で行うとともに、関係部局と連携して周知を図ることにより、各学校における教育相談員の活用を広げる。また、多言語に対応することができるよう、関係部局と連携し、教育相談員の人材確保の方法について検討する。

第3 令和6年度における管理・執行状況

1 日本語指導体制の充実

小・中学校においては、日本語指導コーディネーターの役割や活用方法について新任園長・校長研修で周知を行った。また、日本語指導コーディネーターを日本語学習教室設置校3校に15回、新たに依頼のあった学校54校に114回派遣し、児童生徒の実態把握や指導方法、個別の指導計画作成等に係る助言を行った。

さらに、日本語指導協力者が訪問し、88校194人の児童生徒に、延べ5,162.5回[※]の日本語指導を主とした基本的な学力補充を行った（図表16）。

【図表16】日本語指導協力者の訪問を受けた学校数と児童生徒数、訪問回数の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数	79校	76校	76校	95校	88校
児童生徒数	165人	153人	156人	162人	194人
訪問回数	5,306回	4,068回	4,560回	4,520回	5,162.5回

※ 小学校・特別支援学校（小学部）は、2コマ（90分）を派遣単位（1回）とし、中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（中学部）は、2コマ（120分）を派遣単位1回としているが、いずれも1コマでの派遣があるため端数が生じる。

高等学校においては、日本語指導が必要な生徒が在籍する学校に、日本語指導協力者が訪問し、3校6人の生徒に、延べ181回の日本語指導を行った。

なお、日本語指導を必要とする生徒が多数在籍している広島みらい創生高等学校においては、専任の日本語指導コーディネーターが日本語指導協力者等との連絡調整、校内研修会の企画及び運営、個別の指導計画の作成、保護者や外部関係機関との連絡調整等を行った。

2 帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言

教育相談員が、依頼のあった幼稚園2園（2回）、中学校5校（16回）を訪問し、進路指導や生活指導について教員や保護者に対する相談活動を行った（図表17）。また、教育相談員訪問制度について校長会で周知するとともに、関係部局へ情報提供した。

さらに、より多くの言語に対応することができるよう、教育相談員としても活動できる日本語指導協力者の募集説明会を行い、中国語、英語に対応できる人材をそれぞれ1人確保した。

【図表17】教育相談員の訪問を受けた学校数と訪問回数の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問校数	7校	3校	5校	1園4校	2園5校
訪問回数	22回	20回	22回	12回	18回

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和7年度における対応方針

1 日本語指導体制の充実

(1) 評価

小・中学校においては、日本語指導コーディネーターが、日本語学習教室設置校や日本語指導が必要な児童生徒の転入があった学校、依頼のあった学校に、日本語能力測定結果の分析方法や、その分析を踏まえた個別の指導計画の作成について助言し、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導を行うことができた。また、指導開始後にも、日本語指導コーディネーターの継続的な学校訪問及び指導助言が受けられることを周知したことにより、日本語指導コーディネーターの学校への訪問回数が増え、必要に応じて派遣する日本語指導協力者の訪問回数等も増加するなど、日本語指導の充実を図ることができた。

高等学校においては、今年度より通常教育課程又は教育課程外において、日本語指導協力者が訪問し、日本語指導を行うことができた。

また、広島みらい創生高等学校においては、「特別教育課程」を編成・実施し、生徒の日本語能力に応じた指導を行うことができた。

(2) 課題

小・中学校においては、各学校において、より一層のきめ細かな指導を行うために、引き続き日本語指導コーディネーターが継続的に学校を訪問し、個別の指導計画に沿った指導の充実を図っていく必要がある。

高等学校においては、各学校で個々の生徒の日本語能力の実態を把握し、日本語指導協力者と連携した指導の充実を図っていく必要がある。

(3) 対応方針

小・中学校において、日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する学校に、日本語指導コーディネーターの派遣依頼を促すため、校長会及び研修会で日本語指導コーディネーターの役割や活用方法について周知する。引き続き、日本語指導コーディネーターによる継続的な学校訪問及び指導助言を行うとともに、児童生徒の実態に応じて、日本語指導協力者を派遣することにより、各学校における指導の充実を図る。

高等学校においては、引き続き、各学校で個々の生徒の実態を把握し、日本語指導が必要な生徒に対して、日本語指導協力者を派遣し、各学校における指導の充実を図る。

2 帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言

(1) 評価

教育相談員訪問制度について新任園長・校長研修や校長会等で周知したことにより、教育相談員が、教職員や保護者へ学習面や生活面、入試制度や手続等について相談活動を行うことができた。

さらに、教育相談員については、中国語と英語に対応できる人材を確保したことから、次年度の対応充実に向けての見通しを立てることができた。

(2) 課題

教育相談員については、進路指導や生活指導における活用について、学校への周知を今後も図る必要がある。また、幼稚園・学校からの依頼に対応できるよう、引き続き、より多くの言語に対応できるよう、人員を確保する必要がある。

(3) 対応方針

今後も教育相談員訪問制度の周知を校長会等で行うとともに、関係部局と連携して周知を図ることにより、各学校における教育相談員の活用を広げる。また、より多くの言語に対応することができるよう、引き続き、関係部局と連携し、教育相談員の人材確保に努める。

コ 学校施設の整備

第1 事務の目的・概要

1 施設環境の整備

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時の避難場所や地域のスポーツ活動の場等の役割を担っていることから、良好な教育環境の確保及び、安全・安心な施設環境の実現を図るための整備に取り組む。

また、児童生徒の大幅な増加が続き、将来的にも増加が見込まれる学校について、教育環境の改善を図るため、校舎の増築等、施設環境面の課題に対応した整備に取り組む。

2 施設の老朽化対策

学校施設は、劣化が目立ち始める建築後 30 年を経過した施設の延べ床面積が全体の 8 割を超え、建築後 40 年を経過した施設も過半数となるなど、老朽化が進行している中、良好な教育環境を維持するため、学校からの整備要望等により、外壁、屋上防水、グラウンド等の改修工事や、雨漏り、給排水管の破損等の修繕に取り組む。

とりわけ外壁の剥落は、人命に関わる極めて重大な事故となり得ることから、危険性をあらかじめ除去するため、予防保全として計画的な改修に取り組む。

また、中長期的な維持管理・更新等に係る財政負担の軽減・平準化を図りながら、学校施設に求められる機能や性能を確保していくことを目的に、令和 2 年度に策定した「広島市学校施設長寿命化計画」に基づき、リニューアル改修や大規模改修等に取り組む。

第2 令和 6 年度における課題等への対応方針

1 施設環境の整備

(1) 非構造部材の耐震化については、校舎及び屋内運動場の外部に面して設置されている鋼製窓枠の改修を、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で計画的に 14 校実施することとしており、そのうち、令和 6 年度に予定している 4 校の工事を完了するよう着実に取り組む。

(2) トイレの洋式化については、「令和 4 年度から令和 8 年度までに、全ての市立学校の校舎を対象に、洋式便器率を 95%以上とする」という目標達成のため、令和 6 年度に改修を予定している 63 校 1,210 個の工事を完了するよう着実に取り組む。

(3) 広島特別支援学校の校舎増築については、関係部局と工事業者が行う定例会に参加し、工程や進捗状況の把握等を行いながら、令和 6 年度の工事完了に向けて、円滑に工事が進むよう取り組む。

2 施設の老朽化対策

(1) 学校からの整備要望等に対して、必要性や緊急度を考慮して計画的な改修工事等に着実に取り組む。

また、外壁改修については、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間で計画的に 11 校実施することとしており、そのうち、令和 6 年度に予定している 4 校の工事を完了するよう着実に取り組む。

(2) 「広島市学校施設長寿命化計画」については、令和 6 年度に予定している大規模改修の工事 4 校、実施設計 6 校及び給排水管劣化調査 3 校や、空調設備改修の工事 4 校、リニューアル改修の実施設計 2 校（校舎及び屋内運動場各 1 校）に着実に取り組む。

第3 令和6年度における管理・執行状況

1 施設環境の整備

- (1) 非構造部材の耐震化については、予定した4校の工事を完了した。
- (2) トイレの洋式化については、令和6年3月31日をもって閉校となった湯来西小学校を除き、予定した62校1,200個の改修を完了し、洋式化率は81.3%となった(図表18)。
- (3) 広島特別支援学校の校舎増築については、地中障害物の撤去等の対応に日時を要し、工事の進捗に遅れが生じていたが、関係部局と工事業者と調整し、現場作業員の増員による執行体制の強化等を図った上で、工事を完了した。

【図表18】学校施設の校舎のトイレ洋式化実績の推移

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	改修	洋式化率								
洋式化	個	%	個	%	個	%	個	%	個	%
	743	51.6	253	54.0	1,193	59.2	1,193	70.2	1,200	81.3

※ 洋式化率は、各年度末時点の数値で、洋式大便器数を分子とし、総大便器数を分母として算出している。なお、分子及び分母の大便器数は、湯来西小閉校や増減築による変動があるため年度ごとに異なる。

2 施設の老朽化対策

- (1) 学校からの整備要望等に対し、小学校1,085件、中学校451件、高等学校164件、広島特別支援学校19件、幼稚園60件の合計1,779件実施し、これに要した経費は総額14億9,854万6千円となった(図表19)。また、外壁改修については、予定した4校の工事を完了した。
- (2) 「広島市学校施設長寿命化計画」については、予定していた工事等のうち、大規模改修の工事2校、実施設計6校及び給排水管劣化調査3校や、空調設備改修の工事4校を完了した。大規模改修の工事2校及びリニューアル改修の実施設計2校は、入札不調等により令和6年度に完了させることができなかった。

【図表19】学校からの要望等により実施した施設の維持管理に係る改修工事等の実績の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	2,293件	2,294件	2,045件	2,092件	1,779件
経費	12億6,843万6千円	13億1,142万4千円	11億9,914万6千円	15億3,263万4千円	14億9,854万6千円

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和7年度における対応方針

1 施設環境の整備

(1) 評価

- ア 非構造部材の耐震化については、予定どおり改修を行い、安全な施設環境を確保する取組を進めることができた。
- イ トイレの洋式化については、予定どおりの改修を行い、児童生徒や学校施設利用者が安心して利用できるよう施設環境の改善を図る取組を進めることができた。
- ウ 広島特別支援学校の校舎増築については、関係部局と調整し、着実に工事を進め、工事を完了することができた。

(2) 課題

- ア 非構造部材の耐震化については、計画の最終年度(令和7年度)までに完了させるため、令和7年度の改修に着実に取り組む必要がある。

イ トイレの洋式化については、計画の最終年度（令和 8 年度）までに完了させるため、令和 7 年度以降の改修に着実に取り組む必要がある。

ウ 広島特別支援学校の土地造成工事及び外構工事については、関係部局等と連携し、令和 7 年度の完了に向けて着実に取り組む必要がある。

エ 祇園小学校の校舎増改築については、令和 7 年度から工事に着手し、令和 9 年度の工事完了に向けて着実に工事を進める必要がある。

オ 学校における夏季の暑さ対策については、その重要性が年々高まっていることから、空調設備が未整備の特別教室及び屋内運動場における対応を検討する必要がある。

(3) 対応方針

ア 非構造部材の耐震化については、令和 7 年度に予定している 5 校の改修を完了する。

イ トイレの洋式化については、令和 7 年度に予定している 53 校 1, 223 個の改修を完了する。

ウ 広島特別支援学校の土地造成工事及び外構工事については、関係部局と連携し、令和 7 年度に工事が完了できるよう取り組む。

エ 祇園小学校の校舎増改築については、関係部局と工事業者が行う定例会に参加し、工程や進捗状況の把握等を行いながら、円滑に工事が進むよう取り組む。

オ 学校における夏季の暑さ対策については、本格的な設備工事を行わなくても効果が期待できる空調機器等を小学校 8 校、中学校 8 校の特別教室又は屋内運動場に試行的に設置し、その効果検証に取り組む。

2 施設の老朽化対策

(1) 評価

ア 学校からの整備要望等に対して、屋上防水や教室床、グラウンドなどの工事や、雨漏りや給排水管の破損、空調設備等の修繕を実施し、必要性や緊急度を考慮した対応により良好な教育環境の維持を図ることができた。

また、外壁改修については、予定していた工事及び実施設計を完了させ、安全な施設環境を確保する取組を進めることができた。

イ 「広島市学校施設長寿命化計画」については、大規模改修（11 校）や空調設備改修（4 校）の工事及び実施設計等に計画的に取り組むことができた。また、大規模改修の工事（2 校）、リニューアル改修の実実施設計（2 校）は、入札不調等により令和 6 年度に完了できなかった。

(2) 課題

ア 老朽化に起因する学校からの整備要望等が増加していく中、限られた予算で効率的・効果的な対策を行い、良好な教育環境を維持していく必要がある。

また、外壁改修については、令和 7 年度に計画している工事を完了させるとともに、法定点検の結果に基づき、令和 8 年度以降も計画的に実施している必要がある。

イ 「広島市学校施設長寿命化計画」については、計画に基づく改修に継続して着実に取り組む必要がある。

(3) 対応方針

ア 引き続き学校からの整備要望等に対して、必要性や緊急度を考慮して計画的な改修工事等に取り組む。

また、外壁改修については、令和 7 年度に予定している 2 校の工事を完了するとともに、法定点検の結果を踏まえ速やかに現地調査を行い、令和 8 年度以降に計画的に工事を実施できるよう改修内容や優先度の整理を行う。

イ 「広島市学校施設長寿命化計画」については、令和 7 年度に予定している大規模改修の工事 7 校、実施設計 9 校及び給排水管劣化調査 4 校や、空調設備改修の工事 7 校、リニューアル改修の改修工事に向けた仮設校舎整備 1 校に取り組む。また、令和 6 年度に完了しなかった大規模改修の工事 2 校やリニューアル改修の実施設計 2 校を早期に完了させる。

第1 事務の目的・概要

個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実を図るとともに、学校が ICT 活用を推進できる環境整備に取り組む。

第2 令和6年度における課題等への対応方針

1 タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実

研究校を指定し、情報活用能力育成に関する研究を行い、成果を周知する。

また、タブレット端末等の ICT 機器や学習支援システム等を効果的に活用した先行的な研究を行い、成果を普及するとともに、タブレット端末を活用して家庭学習の充実を図ることができるよう、実践事例を周知する。また、タブレット端末を家庭で活用することの有用性を保護者へ周知する方法を検討する。

さらに、教職員 ICT 活用サイトで閲覧できる資料や教材等の充実を図るとともに、研修会を通してタブレット端末の積極的・効果的な活用を促進する。

2 情報教育環境整備

家庭にインターネット環境がない児童生徒への支援策として、貸し出すモバイル Wi-Fi ルーターの活用状況を踏まえ、更なる支援策の必要性について検討する。

また、各学校の実情を踏まえた通信環境の更なる改善に取り組むとともに、支援員やサービスデスクにより、ICT 機器の活用に係るトラブルに迅速に対応する。

さらに、グループウェア等の情報ネットワークシステムを活用した校務処理の効率化を推進する。

第3 令和6年度における管理・執行状況

1 タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実

情報活用推進研究校等を5校指定し、タブレット端末等を活用した授業を公開するとともに、教職員 ICT 活用サイトを活用し、学校から収集した実践事例等を周知した。

さらに、タブレット端末の持ち帰りによる家庭学習の充実に向けた実践事例等を校長会で周知した。

また、教育センターにおいて、新任情報教育担当者研修、情報教育担当者研修及び ICT を活用した授業づくり研修を実施（延べ505人受講）した。

2 情報教育環境整備

家庭にインターネット環境がない児童生徒への支援策について、令和6年7月からモバイル Wi-Fi ルーターの貸出しを開始した。

また、高速通信サービスの提供エリア拡大に伴い、12校で通信回線の高速化を行ったほか、支援員やサービスデスクにより、ICT 機器の活用に係るトラブルへの迅速な対応に努めた。

さらに、小・中学校等校務支援システムの出欠登録機能を拡張することにより、教室で児童生徒の出欠確認を行った後、職員室に戻ることなく、タブレット端末を通して同システムに入力できるようにした。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和7年度における対応方針

1 評価

(1) タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実

情報活用推進研究校等におけるタブレット端末及び学習支援システムの機能を活用した教科指導の実践事例や研究成果を公開研究会等で各学校に周知したり、教職員 ICT 活用サイトを通して、実践事例や教材を、学校等からいつでも閲覧し、活用できる環境を整えたりしたことで、全国学力・学習状況調査の学校質問調査においてタブレット端末等の ICT 機器を日常的に授業で活用したと答える学校が令和5年度より増加し、全ての小・中学校において ICT 機器を活用した授業を実践することができた。

また、校長会で、タブレット端末の持ち帰りについて保護者への理解を図る事例や、学校の学習と家庭学習をつなげた事例等を紹介することで、学校の実態に応じたタブレット端末の家庭での活用を啓発することができた。

さらに、新任情報教育担当者研修、情報教育担当者研修及び ICT を活用した授業づくり研修については、受講者アンケートにおいて、「研修の内容を今後活用したい」という設問に対する肯定的評価の割合はそれぞれ 95.6%、94.2%及び 98.8%であった。

(2) 情報教育環境整備

これまでのオフラインで活用できる教材や放課後等の教室開放による Wi-Fi 環境の提供等に加え、モバイル Wi-Fi ルーターの貸出しを開始したことにより、家庭にインターネット環境がない児童生徒への支援策を拡充した。

さらに、通信回線の高速化を行った児童生徒数の多い 12 校において、通信環境の改善を図ることができた。また、学校における働き方改革に関するアンケートでは、支援員やサービスデスクによる ICT 機器の活用に係るトラブルへの迅速な対応が役立ったと回答した割合は 86.3%であった。

加えて、小・中学校等校務支援システムの出欠登録機能を拡張することにより、校務処理の効率化を推進することができた。

2 課題

(1) タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実

全国学力・学習状況調査の学校質問調査において、タブレット端末等の ICT 機器を児童生徒の特性・学習状況進度等に応じた指導で活用したと回答した学校が、小学校は約 76%、中学校は約 64%であった。全国と比較し、依然として低いことから、タブレット端末等を活用した授業の充実に向けて、教員への研修等を引き続き実施するとともに、タブレット端末等を効果的に活用した実践事例を共有していく必要がある。

(2) 情報教育環境整備

学校において ICT を快適かつ安心・安全に活用できるよう、高速通信サービスの提供エリア拡大を踏まえながら、各学校の児童生徒数等に応じて順次、通信環境の改善に向けた通信回線の高速化等を行うとともに、支援員やサービスデスクにより、ICT 機器の活用に係るトラブルに迅速に対応する必要がある。

また、グループウェア等の情報ネットワークシステムを活用した校務処理の効率化を推進する必要がある。

3 対応方針

(1) タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実

引き続き、研究校を指定し、情報活用能力育成に関する研究や、各教科で身に付ける資質・能力の育成に向けたタブレット端末等の ICT 機器や学習支援システム等を効果的に活用した先行的な研究を行い、成果を普及する。また、教職員 ICT 活用サイト等で閲覧できる資料や教材等の更なる充実を図るとともに、研修会を通してタブレット端末の積極的・効果的な活用を促進し、授業改善を図る。

(2) 情報教育環境整備

学校において ICT を快適かつ安心・安全に活用できるよう、高速通信サービスの提供エリア拡大を踏まえながら、各学校の児童生徒数等に応じて順次、通信環境の改善に向けた通信回線の高速化等を行うとともに、支援員やサービスデスクにより、ICT 機器の活用に係るトラブルに迅速に対応する。

また、グループウェア等の情報ネットワークシステムを活用した校務処理の効率化を推進する。

第1 事務の目的・概要

本市の学校給食が抱える選択制デリバリー方式の課題のほか公設の給食調理場の老朽化など複数の課題を総合的に解決するため、令和3年9月に策定した「学校給食の充実に向けた給食提供体制の見直し方針」に基づき、全ての児童生徒に温かく栄養バランスのとれたおいしい給食を、将来にわたってより安全かつ持続的に提供できる体制の構築に向けて取り組む。

第2 令和6年度における課題等への対応方針

選択制のデリバリー方式の解消及び可部地区学校給食センターや近隣の自校調理場の老朽化対策として取り組む「広島市北部地区学校給食センター（仮称）等の整備」については、実施設計及び整備工事が円滑に進むよう整備運営事業者等と綿密に協議・調整を行うとともに、建設工事や供用開始後の施設運営を円滑に実施できるよう地域への説明を丁寧に行う。

また、「東部エリアにおける新たな学校給食センターの整備に向けた検討」については、おおむね令和13年頃を目途に整備することを目指し、関係課等との協議・調整を行い、建設候補地の選定などの検討を進める。

第3 令和6年度における管理・執行状況

1 広島市北部地区学校給食センター（仮称）等の整備

広島市北部地区学校給食センター（仮称）の建設場所は用途地域が第一種住居地域であったため、令和6年7月に利害関係者等を対象に事業計画について説明を行い、公開により意見を聴取し、大学教授・弁護士等の外部委員で構成される広島市建築審査会の同意を得た上で、用途制限に係る特例許可を取得するなどの所定の手続きを経て、令和6年10月から建設工事に着手した。また、事業の進捗状況や供用開始後の同センターでの地場産物の活用等について、安佐市民病院跡地活用推進協議会等への説明を適宜行うとともに、地域で収穫されたお米の積極的な使用についての同協議会での意見を踏まえ、安佐北区農林課やJA等と協議の上、学校給食用の米を出荷する方法などを記載したチラシを作成し、安佐北区内の農家へ配布した。

2 東部エリアにおける新たな学校給食センターの整備に向けた検討

新たな学校給食センターに求める立地や面積などの条件を満たす東部市場（安芸区船越南5丁目1番1号）の跡地活用の検討に係るワークショップの事前勉強会において、学校給食センターの整備の可能性を調査・検討している旨を説明し、同ワークショップの開催結果や東部市場移転に向けた検討スケジュールなどを注視するとともに、その他の建設候補地についても調査等を行い、その課題を整理した。

【参考：デリバリー方式の解消状況】

- (1) 五日市地区学校給食センターの受配校拡大
令和4年度：1校（大塚中）
- (2) 広島市学校給食事業協同組合による食缶方式での給食提供
令和4年度：4校（二葉中、大州中、宇品中、矢野中）
令和5年度：6校（国泰寺中、翠町中、己斐中、庚午中、高取北中、東原中）

令和6年度：13校（幟町中、吉島中、江波中、戸坂中、牛田中、段原中、仁保中、中広中、観音中、井口中、古田中、安西中、瀬野川東中）

(3) 自校調理場における親子方式化

令和5年度：8校（温品中、福木中、早稲田中、楠那中、己斐上中、井口台中、長束中、船越中）

(4) 広島市北部地区学校給食センター（仮称）等の整備

令和7年度：11校（安佐中、安佐南中、城山北中、白木中、高陽中、落合中、日浦中、亀崎中、三入中、口田中、広島中等教育）

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和7年度における対応方針

1 評価

「広島市北部地区学校給食センター（仮称）等の整備」について、騒音・振動・粉塵への対策など周辺環境への配慮について地域住民等への説明を丁寧に行い、用途制限に係る特例許可などの所定の手続を経た上で、令和6年10月から建設工事に着手し、施設整備に向けた取組を進めることができた。

また、「東部エリアにおける新たな学校給食センターの整備に向けた検討」については、跡地活用の検討に係るワークショップで東部市場跡地の活用イメージなど今後の検討につながる地域での議論が行われたほか、調査を行った東部市場以外の建設候補地の課題について整理することができた。

2 課題

(1) 広島市北部地区学校給食センター（仮称）等の整備

令和8年1月の供用開始に向けて、運営事業者や受配校（36校）等と連携し、円滑に給食提供ができるよう万全の準備を進める必要がある。また、この給食センターを活用した食育の充実に取り組むとともに、給食センター方式を踏まえた栄養教諭の指導体制の在り方を検討する必要がある。

(2) 東部エリアにおける新たな学校給食センターの整備に向けた検討

おおむね令和13年度頃を目途に東部エリアに新たな学校給食センターを整備することとしており、引き続き建設候補地や整備スケジュールなどを検討する必要がある。

3 対応方針

「広島市北部地区学校給食センター（仮称）等の整備」については、受配校の給食配送車の搬出入ルート等の調整や改修が必要となる学校の車両搬出入路の整備等を行った上で、施設完成（令和7年10月末予定）後に運営事業者や受配校等と連携して調理や配送等のリハーサルを実施するなど、令和8年1月の供用開始時から円滑に給食提供ができるよう取り組む。また、この給食センターを活用して食育に関する情報発信などに取り組むとともに、食育推進や食物アレルギー対応などに影響が出ないように、同センターが対象とするエリアにおける栄養教諭の指導体制について、関係課等と協議・調整を行う。

さらに、「東部エリアにおける新たな学校給食センターの整備に向けた検討」については、おおむね令和13年頃を目途に整備することを目指し、令和7年6月に設立された東部市場跡地活用検討協議会の動向等、東部市場移転に向けた検討スケジュールを注視するとともに、引き続き関係課等との協議・調整を行い、その他の建設候補地の選定などの検討を進める。

1 一人一人を大切に教育の実現に関する事務

(2) いじめ・不登校対策と持続可能な学校教育体制の構築に向けた取組の推進に関すること

重

ア いじめ・不登校等対策の推進

第1 事務の目的・概要

いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校の未然防止に向けた取組を強化するとともに、早期発見に努め、適切な対応の充実を図る。

特に、不登校対策については、児童生徒の多様な実態を踏まえ、将来の社会的自立を目指した支援の充実に向けた取組を推進する。

第2 令和6年度における課題等への対応方針

1 いじめや暴力行為、不登校の未然防止に向けた取組の充実

教職員の更なる資質向上と各学校における組織的な取組の推進を図るため、支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブック（以下、この項目において「ハンドブック」という。）とハンドブック別冊「学校実践編」「学校実践編Ⅱ」を、生徒指導主事や教育相談・支援主任を対象とする研修や各学校における校内研修等で活用する。また、各学校の好事例を収集し、ハンドブックの実践事例の中に加える。

MLB教育（児童生徒のレジリエンス（こころの回復力）を高め、困ったときにSOSを出ることができる力を育成する教育）について、全小・中学校に加え、全高等学校でも実施する。また、小・中学校で実施している指導案の改訂を行う。

広島市いじめ問題対策連絡協議会において作成した啓発動画の活用や、保護者、地域への学校の取組の発信についての好事例を収集し、各校に周知する。

2 いじめや暴力行為、不登校の早期発見・早期対応の充実

いじめや暴力行為、不登校の早期発見・早期対応に向けて、組織的な対応力を向上させるために、生徒指導主事、教育相談・支援主任及び不登校対策推進リーダーが密接に連携を図る。

教育相談の一層の充実に向けて、アンケートや教育相談によるいじめの積極的な認知等の視点で、ICTを活用したアンケートの工夫や教育相談の年間計画等、各校の実践事例を収集するとともに、収集した好事例を教育相談・支援主任を対象とする集中研修や各学校における校内研修等で共有する。

3 専門人材を活用した生徒指導体制の充実

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、研修等による個々の力量向上と更なる配置拡充に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーがチームで業務にあたる体制等を整備することで支援の充実を図る。また、引き続き、必要に応じて生徒指導アドバイザーや生徒指導支援員の派遣を行うとともに、弁護士等による相談を実施する。

4 不登校等児童生徒の社会的自立を目指した支援の充実

各学校の「ふれあいひろば」が不登校等児童生徒の「居場所」、「学びの場」として充実するよう、所属する学級や学年の様子が見える掲示やICTの活用など環境の整備を進めるとともに、「ふれあい教室」において、ICTを効果的に活用した学習支援等を充実させる。

不登校等児童生徒の保護者の会「木の実の会」をこれまででは中区地域福祉センターのみで年

間 14 回実施していたところ、より多くの保護者が参加できるよう、今後は、開催場所と回数を拡充して実施する。

第3 令和6年度における管理・執行状況

1 いじめや暴力行為、不登校の未然防止に向けた取組の充実

各学校において、ハンドブックとハンドブック別冊「学校実践編」の活用をすすめるとともに、各学校の実態に応じて、道徳教育や協同学習、スキル教育等を実施した。また、「道徳教育」と関連した取組や「児童会・生徒会活動」についての好事例を収集し、別冊「学校実践編Ⅲ」としてまとめた。

MLB 教育については、全小・中学校に加え、全高等学校でも実施した。また、指導内容の充実のため、小・中学校で実施している指導案の改訂を行った。

いじめ防止対策推進法の正しい理解等に向けた保護者等向けの啓発動画は、広島市公式 YouTube チャンネルで公開し、URL 等を各校のホームページに掲載する等、活用を呼びかけた。

【図表 20】 いじめの認知件数の推移

※ 図表 20～22 の令和6年度の数値は速報値

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
小学校	2,645 件	2,895 件	2,922 件	2,833 件	3,278 件
中学校	961 件	840 件	978 件	1,067 件	1,261 件
高等学校	14 件	16 件	23 件	23 件	25 件
計	3,620 件	3,751 件	3,923 件	3,923 件	4,564 件

【図表 21】 暴力行為の発生件数の推移

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
小学校	853 件	1,126 件	1,371 件	1,509 件	1,732 件
中学校	427 件	520 件	591 件	693 件	909 件
高等学校	3 件	6 件	7 件	6 件	14 件
計	1,283 件	1,652 件	1,969 件	2,208 件	2,655 件

【図表 22】 不登校児童生徒数の推移

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
小学校	793 人	965 人	1,333 人	1,475 人	1,506 人
中学校	1,155 人	1,553 人	1,896 人	2,037 人	2,042 人
高等学校	214 人	237 人	260 人	345 人	307 人
計	2,162 人	2,755 人	3,489 人	3,857 人	3,855 人

2 いじめや暴力行為、不登校の早期発見・早期対応の充実

生徒指導主事と教育相談・支援主任が個別に行っていた研修の1つを合同研修とし、各学校の課題や取組等について生徒指導主事と教育相談・支援主任それぞれの立場で、意見交換を行う場を設定した。

また、児童生徒の悩みや困り感を早期に発見できるよう、タブレット端末の活用等、アンケートの実施方法を工夫したり、アンケートと教育相談を組み合わせるなど、各学校の好事例を、指導主事やいじめ対策推進教諭が学校訪問等を通じて収集・周知した。

さらに、小・中学校等の児童生徒のタブレット端末のホーム画面に、24 時間相談できる窓口につながるアイコンを追加した。

3 専門人材を活用した生徒指導体制の充実

全ての学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングや教職員に対する助言を行うとともに、スクールカウンセラーへの研修を年 2 回実施した（図表 23）。

【図表 23】スクールカウンセラーの活動時間数と相談件数の推移

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
活動時間	50,573 時間	51,163 時間	50,631 時間	51,810 時間	51,871 時間
相談件数	41,742 件	42,507 件	41,102 件	37,698 件	37,803 件

スクールソーシャルワーカーを各区の拠点校等に配置し、全ての学校からの派遣要請に対応する中で、支援体制の更なる充実を図る観点から、中区と安佐南区において、社会福祉職の職員、スクールソーシャルワーカー及び生徒指導アドバイザーで構成するチームで区内のケースに対応する取組を先行的に実施した。また、引き続き、教育委員会事務局にスクールソーシャルワーカースーパーバイザー 1 人を配置し、関係機関につなぐなど支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーへの研修を年 8 回実施した（図表 24）。

【図表 24】スクールソーシャルワーカー等の配置人数とケース数の推移

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
配置人数*	17 人	19 人	20 人	21 人	23 人
ケース数	727 件	797 件	811 件	942 件	1,037 件

※ スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 1 人を含む。

生徒指導アドバイザーを各学校に派遣し、助言等を行うとともに、生徒指導支援員 24 人を 12 校に派遣し、学校が関係機関と連携する際の支援を行った。

学校だけでは解決が困難な事案について、弁護士等に相談し助言を得ることができるようにした（図表 25）。

【図表 25】弁護士等への相談件数の推移

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
相談件数	15 件	13 件	26 件	25 件	19 件

4 不登校等児童生徒の社会的自立を目指した支援の充実

「ふれあいひろば」において、児童生徒の人間関係づくりのためにボードゲームなどを行ったり、学習の見通しが持てるよう所属学級の時間割を室内に掲示したりした。また、録画された授業動画や授業のライブ配信を行った学校もあった（図表 26）。

【図表 26】「ふれあいひろば」支援児童生徒数の推移

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
支援児童生徒数	1,620 人	1,997 人	2,061 人	2,257 人	2,341 人

計 5 箇所「ふれあい教室」において、適切に運営を行った。また、「ふれあい教室」間において、定期的なオンラインによる児童生徒間の交流を実施した（図表 27）。

「ふれあい教室」における支援については、5 箇所「ふれあい教室」では通室が難しい児童生徒がいることなどから、新たな「ふれあい教室」の設置に向けた検討を進めた。

【図表 27】「ふれあい教室」の通室児童生徒数の推移（小・中・高）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
通室児童生徒数	177 人	192 人	211 人	284 人	236 人

不登校等児童生徒の保護者の会「木の実の会」を、中区地域福祉センターのみでの開催から、各「ふれあい教室」においても開催することとし、令和 5 年度年間 1 箇所 14 回の開催から 6 箇所 37 回に拡充し、参加人数は延べ 121 人から 177 人へ増加した。

フリースクール等の民間施設と教育委員会、学校との意見交換会を開催し、各学校に対し、各フリースクール等の活動内容や施設の一覧を送付した。

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和 7 年度における対応方針

1 いじめや暴力行為、不登校の未然防止に向けた取組の充実

(1) 評価

いじめの認知件数については、令和 5 年度と比較して全体で 641 件（約 16.3%）増加している（図表 20）。年代別では、小学校低学年及び中学年の増加が大きく、内容としては、軽くぶつかられる、たたかれるなどの軽微なものの増加が大きくなっている。これは、自分の思いを伝えることや他者の願いを聞く等、児童生徒がうまくコミュニケーションを図れないことによるトラブルが増加したことに加え、各学校において、アンケートや教育相談などにより児童生徒に対する見取りを進め、いじめの積極的な認知を行う等、いじめを見逃さない取組が一層進んだことなどが背景として考えられる。

暴力行為の発生件数については、令和 5 年度と比較して全体で 447 件（約 20.2%）増加した（図表 21）。これは、いじめの認知件数の増加と同様に、各学校において、些細な暴力行為も見逃さない取組が進んでいることなどが背景として考えられる。

不登校児童生徒数については、令和 5 年度と比較して全体でほぼ横ばいとなっている（図表 22）。これは、各小・中学校に設置している「ふれあいひろば」を令和 4 年度より終日開室し「ふれあいひろば」で過ごす児童生徒が増加傾向にあることや、ハンドブックの活用や MLB 教育の普及など、不登校の未然防止につながる取組が進んだことが背景として考えられる一方で、児童生徒の休養の必要性を明示した「教育の機会確保法」の趣旨が浸透し保護者の意識が多様化していることや、フリースクール等の民間施設が増え、多様な「学びの場」「学びの形」が提供されるようになったことなどもあって、依然として高い水準で推移していると考えられる。

広島市いじめ問題対策連絡協議会において、保護者等を対象としたいじめ防止対策推進法の正しい理解等を進める動画を作成し、周知を行うことができた。

(2) 課題

依然として、いじめの認知件数、暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数いずれも高い水

準で推移していることから、いじめや暴力行為、不登校の未然防止に向けて、引き続き、各学校における支持的風土の醸成された学級づくりに向けた取組等の充実を図る必要がある。また、MLB教育についても、一層の充実を図る必要がある。

いじめや関係機関との連携についての保護者の捉え方に差があり、対応に苦慮する事案も散見されることから、保護者等に関係機関との連携も含めたいじめ防止対策推進法の理解を促進する必要がある。

(3) 対応方針

教職員の更なる資質向上と各学校における組織的な取組の推進を図るため、ハンドブックとハンドブック別冊「学校実践編」「学校実践編Ⅱ」「学校実践編Ⅲ」を、生徒指導主事や教育相談・支援主任を対象とする研修や各学校における校内研修等で活用する。また、各学校の好事例を収集し、ハンドブックの実践事例の中に加える。

MLB教育について、引き続き、全小・中・高等学校で実施するとともに、高等学校で実施している指導案の改訂を行う。

保護者等に関係機関との連携も含めた学校におけるいじめ防止対策への理解を促進するための取組を引き続き進める。

2 いじめや暴力行為、不登校の早期発見・早期対応の充実

(1) 評価

生徒指導主事と教育相談・支援主任が個別に行っていた研修の1つを合同研修とし、それぞれの立場で各学校の課題や取組等について意見交換を行う場を設定したことにより、校内の組織的な連携を図ることができた。

生徒指導主事、教育相談・支援主任及び不登校対策推進リーダー等が密接に連携し、把握した課題に早期に対応することができた。

また、児童生徒の日々の様子の観察やタブレット端末を活用した定期的なアンケート、教育相談等を実施するとともに、保護者と連携して児童生徒の実態を詳細に把握するように対応したことにより、悩みや困り感を持つ児童生徒を早期に発見することができた。

(2) 課題

引き続き、「いじめ見逃しゼロ」を目指し、教職員のいじめに対する意識や感度を高めるとともに、不登校をはじめ、児童虐待やヤングケアラーなど、児童生徒の抱える課題が多様化している実態を踏まえ、個々の事案に対する学校の組織的な対応力の向上を図る必要がある。

教育相談において、児童生徒が相談しやすい環境づくりや教員の資質向上を更に推進するため、引き続き、教育相談の充実に向けた各学校の工夫を収集・周知する必要がある。

(3) 対応方針

いじめや暴力行為、不登校の早期発見・早期対応に向けて、組織的な対応力を向上させるために、生徒指導主事、教育相談・支援主任及び不登校対策推進リーダーが密接に連携を図る。

教育相談の一層の充実に向けて、アンケートや教育相談によるいじめの積極的な認知等の視点で、ICTを活用したアンケートの工夫や教育相談の年間計画等、各校の実践事例を収集するとともに、収集した好事例を教育相談・支援主任を対象とする集中研修や各学校における校内研修等で共有する。また、組織的な教育相談体制の整備が進むよう、生徒指導主

事と教育相談・支援主任を対象とする合同研修で、各学校の課題とその解決の手立てを考える機会を設ける。

3 専門人材を活用した生徒指導体制の充実

(1) 評価

スクールカウンセラーによる 37,000 件を超える相談対応により、児童生徒や保護者等の心の安定を図ることができた。

スクールソーシャルワーカーの派遣により、1,000 件を超えるケースの対象となっている児童生徒を取り巻く家庭や地域や環境に働きかけることができた。また、スクールソーシャルワーカーがチームで業務に当たる体制を設置（2つの区に先行設置）することで、チーム内で情報を共有しながら効率的に適切な支援につなげることができた。

生徒指導アドバイザーを各学校に派遣するとともに、生徒指導支援員 24 人を 12 校に派遣することにより、学校への助言や学校が関係機関と連携する際の支援を行うことができた。

弁護士等への相談件数は 19 件であり、学校だけでは解決が困難な事案について弁護士等の助言により適切に対応することができた。

(2) 課題

学校に対する相談内容が多様化、複雑化しており、困難なケースへの対応が増加していることから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等の更なる充実を図る必要がある。

(3) 対応方針

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、研修等による個々の力量向上と更なる配置拡充に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーがチームで業務にあたる体制等の効果検証を行い、チームによる支援体制の充実・拡充を図ることで支援の充実を図る。

また、引き続き、必要に応じて生徒指導アドバイザーや生徒指導支援員の派遣を行うとともに、弁護士等による相談を実施する。

4 不登校等児童生徒の社会的自立を目指した支援の充実

(1) 評価

全ての小・中学校、中等教育学校で「ふれあいひろば」を終日開室し、児童生徒の個々の実態に応じた利用ができるようにしたことにより、2,341 人の児童生徒が利用し、「居場所」、「学びの場」として充実を図ることができた。また、236 人の児童生徒が「ふれあい教室」を利用し、各自のペースでの自主学習や対人関係能力向上のためのグループ活動など、個々の児童生徒の実態に応じた支援を行うことにより、「オンラインで他の教室と交流ができてよかった」、「見通しを持って勉強ができるようになった」など、好ましい変化が見られた。さらに、「ふれあいひろば」や「ふれあい教室」において、ICT を活用した学習支援等を進めることができた。

新たな「ふれあい教室」の設置に向け、必要な経費を令和 7 年度当初予算に計上したほか、業務委託事業者を選定するためのプロポーザル実施などの準備を進めることができた。

不登校等児童生徒の保護者の会「木の実の会」の開催を拡充したことにより、参加した保護者が増加した。

フリースクール等の民間施設の活動内容や施設の一覧を学校に情報提供し、各学校の児童生徒や保護者への支援につなげることができた。

(2) 課題

依然として不登校児童生徒数が高い水準で推移していることから、学校以外の「居場所」、「学びの場」の充実を図り、多様なニーズに応じた支援の充実を図る必要がある。また、引き続き、不登校等児童生徒の保護者が一人で悩みを抱えて孤立せず適切な情報や支援を得られるようにする必要がある。

(3) 対応方針

引き続き、各学校の「ふれあいひろば」が不登校等児童生徒の「居場所」、「学びの場」として充実するよう、所属する学級や学年の様子がわかる掲示や ICT の活用など環境の整備を進める。また、「ふれあい教室」において、ICT を効果的に活用した学習支援等を充実させるとともに、業務委託事業の効果検証を行い、引き続き、新たな「ふれあい教室」の設置に向けた検討を行う。

不登校等児童生徒の保護者の会「木の実の会」については、より多くの保護者が参加できるよう、開催場所、回数を更に拡充して実施する。

なお、学校における最重要課題の一つであり、こどもの命にも関わる取組である「いじめ・不登校等対策の推進」を、引き続き令和7年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

地域住民や保護者等の学校運営への参画を一層促すとともに、各学校と地域が地域人材を活用し、地域の特性を生かした特色ある取組を実施することなどにより、将来のまちづくりの担い手であるこどもたちの健全育成を図る「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域の活性化」を推進する。

第2 令和6年度における課題等への対応方針

1 学校運営協議会の運営（コミュニティ・スクール）

学校運営協議会を着実に運営するとともに、地域と学校の連携・協働について理解を深めるため、全学校の教職員と学校運営協議会の委員を対象として、好事例等を紹介する研修を実施する。

2 学校教育活動地域連携推進事業の実施

各学校が地域人材等を学校教育活動に活用する取組をより充実していけるよう、校長会等で学校運営協議会での協議が地域人材の活用につながった事例や都市部で地域の特性を生かした取組を行った事例等を全学校に紹介する。また、より多様な人材を活用し本事業が充実するよう、選択できるテーマの拡大について検討する。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施（中学校）

コーディネーター及び学習支援者の人材の確保に困っている学校に対して、学校運営協議会等の場で新たな候補者の検討を促すとともに、「大学生による学校支援活動」の紹介などを行う。また、地域の団体等に事業内容について説明し、協力を依頼する。

第3 令和6年度における管理・執行状況

1 学校運営協議会の運営（コミュニティ・スクール）

全ての市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校に設置した学校運営協議会において、会議を年4回程度実施した。

また、コミュニティ・スクールの理解を深め、よりよい運営になるよう、各学校の教職員と学校運営協議会の委員を対象に、地域と学校が連携・協働した取組の好事例を紹介した上で、各学校の実態に応じて協議を行う研修会を実施した。

2 学校教育活動地域連携推進事業の実施

全ての市立幼稚園、小・中学校、中等教育学校、特別支援学校において、それぞれの歴史的、地理的、人的資源等の地域特性や児童生徒等の発達段階を踏まえ、「地域の自然・歴史」、「伝統文化」、「キャリア教育」の3つのテーマから学校運営協議会等と協議しながら、地域の特性に応じたテーマを選択し、地域人材等を活用した取組を年に2回程度行った（図表28）。

地域人材等を活用した取組が充実するよう、本事業の実施に係る通知やコミュニティ・スクールに係る研修会において地域と学校が連携・協働した取組の好事例を紹介した。また、現行のテーマ設定等について学校の意見を聞き取り、武道体験や作品製作など従来の3つのテーマでは選択しにくいものがあることを確認した。

【図表 28】令和 6 年度校種別テーマ実施状況

	自然・歴史	伝統文化	キャリア教育	計
幼稚園	5 回	16 回	6 回	27 回
小学校	202 回	114 回	59 回	375 回
中学校	22 回	15 回	50 回	87 回
中等教育学校	0 回	0 回	1 回	1 回
特別支援学校	0 回	4 回	0 回	4 回
計	229 回	149 回	116 回	494 回

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施（中学校）

4 月の事業説明会において、新たに担当者となるコーディネーターや教頭に対して、事業の進め方等を説明するとともに、学習支援者の確保に向けて、地域による教育支援活動の内容及びPTA や地域住民、大学生を学習支援者として活用している事例を紹介した。また、各校の取組について情報交換の場を設けた。さらに、人材確保に困っている学校があれば指導第二課に相談するよう校長会で連絡し、相談があった学校については、学校運営協議会等の場で新たな候補者の検討を促した。

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和 7 年度における対応方針

1 学校運営協議会の運営（コミュニティ・スクール）

(1) 評価

全ての小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校において、学校運営協議会を着実に運営することができた。また、コミュニティ・スクールに係る研修会を実施し、地域と学校が連携・協働した取組の好事例や働き方に関する資料を教職員や学校運営協議会の委員に広く周知した。その結果、研修会後のアンケートでは令和 5 年度よりも肯定的な評価の割合が増加した（図表 29）。

【図表 29】令和 6 年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会）に係る研修会アンケート結果

質問項目	肯定的回答の割合
地域と学校の連携・協働により、学校の教育活動の充実につながると感じた	98% (96%)
地域と学校の連携・協働を進めることが、学校における働き方改革につながると感じた	83% (76%)
地域の特性を生かした取組を充実していきたいと感じた	98% (95%)
学校運営協議会で熟議する議題（テーマ）について、新しい視点を持つことができた	93% (93%)
地域全体でこどもを育てていくために、学校、家庭、地域で、育てたいこども像などの目標を共有することが大切だと感じた	99% (—)

※（ ）内は、令和 5 年度の数値

(2) 課題

研修会後のアンケートにおいて、「地域と学校の連携・協働を進めることが、学校における働き方改革につながると感じた」という質問に対して、2 割程度が否定的な回答をしているため、地域と学校の連携・協働について理解を深める必要がある。

(3) 対応方針

引き続き、学校運営協議会を着実に運営するとともに、地域と学校の連携・協働について理解を深めるため、全学校の教職員と学校運営協議会の委員を対象として、好事例等を紹介する研修を実施する。

2 学校教育活動地域連携推進事業の実施

(1) 評価

学校運営協議会の委員等を通じて地域の自然・歴史や伝統文化等の専門家を講師に招き、地域特性を踏まえた取組や教員だけでは指導することが難しい内容の取組を実現させることができた。また、好事例については特色のある取組を中心に事例の数を増やして紹介することができた。選択できるテーマの拡大については、学校の要望を聞き取り、具体的な検討を進めることができた。

(2) 課題

地域人材の確保が難しい学校や、都市部など地域の特性を見出しにくい学校においても地域人材等を活用した取組が進むよう事業内容を見直す必要がある。

(3) 対応方針

各学校が地域人材等を学校教育活動に活用する取組をより充実していけるよう、校長会等で学校運営協議会での協議が地域人材の活用につながった事例や都市部で地域の特性を生かした取組を行った事例等を全学校に紹介する。また、より多様な人材を活用し本事業が充実するよう、新たに「スポーツ・文化芸術」を加えて選択できるテーマを4つに拡充する。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施（中学校）

(1) 評価

コーディネーターの確保に困っている学校に対して、学校運営協議会等の場で新たな候補者の検討を促すことなどで、地域団体等への依頼までは要さず、必要な人材を確保することができた。

(2) 課題

コーディネーターの高齢化に伴う新たな人材確保と学習支援者の継続的な確保に向けた取組が必要である。

(3) 対応方針

コーディネーター及び学習支援者の人材確保に向けて、引き続き、学校運営協議会等の場で新たな候補者の検討を促すとともに、「大学生による学校支援活動」の紹介などを行う。それでもなお人材の確保が困難な場合には、地域の団体等に事業内容について説明し、協力を依頼する。

なお、学校と地域住民等が連携・協働しながら将来のまちづくりの担い手となるこどもたちの育成を図る取組である「地域とともにある学校づくりの推進」を、引き続き令和7年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

国においては、まずは休日の部活動を地域へ移行するよう、令和5年度から7年度を「改革推進期間」として位置付け、地域の実情に応じた取組を進めるよう方針を定めた。こうした国の動きを受け、本市においても休日の部活動の地域移行を目指すことで、こどもたちが将来にわたってスポーツや文化活動に継続して親しむことができる機会を確保し、教員の働き方改革の推進にもつながるよう取り組む。

第2 令和6年度における課題等への対応方針

休日の部活動の地域移行モデル事業をより多くの部活動に拡大していくために、本市関係課とともに、大学、民間企業、競技団体等と連携し、新たな受け皿の掘り起こしを行い、モデル事業の実施校数や実施クラブ数を増やす。

また、初めて中学生の指導に関わる指導者が自信を持って指導に携われるよう、資質能力の向上に向けた研修の充実を図る。

第3 令和6年度における管理・執行状況

大学、民間企業、競技団体等と連携し、新たな受け皿の掘り起こしを行った結果、休日の部活動の地域移行モデル事業を、13校15クラブから22校25クラブに増やして実施することができた。その内、部活動指導員等活用モデルについては、11校13クラブから21校23クラブに増やし、学区体育協会等活用モデル及びスポーツ少年団活用モデルについては、それぞれ1校1クラブで継続して実施した（校数は一部重複）。

また、初めて中学生の指導に関わる指導者が自信を持って指導に携われるよう、部活動指導の在り方や生徒理解に基づく指導方法等に関する研修会を実施するとともに、広島県と共催で、トッパス広島と連携し指導者研修会を3回実施した。なお、これらの研修会には、地域で部活動の指導に携わりたいという思いを持っている方の参加も可能とした。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和7年度における対応方針

1 評価

休日の部活動の地域移行モデル事業の実施校数や実施クラブ数を大きく拡大することができた。また、研修を充実したことにより、モデル事業を実施したどの学校でも、概ね大きな課題もなく活動が実施できており、教員の負担軽減にもつながった。

2 課題

今後、全ての学校で休日の部活動の地域移行モデル事業を実施するためには、更なる人材や受け皿の掘り起こしに努める必要がある。

また、学区体育協会やスポーツ少年団に活動を委託するモデルでは、委託を受けた団体から支払処理等の事務負担が大きいことが課題として挙げられ、これに対応していく必要がある。

3 対応方針

引き続き指導者の確保及び受け皿となる団体の整備に努め、休日の部活動の地域移行モデル事業を全ての中学校において少なくとも一つのクラブで実施する。

また、学区体育協会やスポーツ少年団に活動を委託するモデルについては、地域のスポーツ団体等から推薦のあった指導者等を広島市が学校のクラブに派遣する方式に改めることで事務負担を軽減し、受け皿の拡大を図るとともに、複数校が合同で実施する活動に指導者等を派遣する取組も実施する。

エ こどもの安全対策の推進

第1 事務の目的・概要

通学時等に発生する犯罪や事故から子どもを守るため、保護者や地域の方々等の協力を得ながら、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進するとともに、関係機関等と連携を図りながら、こどもの安全対策を推進する。

第2 令和6年度における課題等への対応方針

1 「こども安全の日」事業の推進

地域の安全は地域で守るという自主的・持続的な防犯活動が着実に実施できるよう、引き続き、毎月22日の「こども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、それぞれの実態に応じた様々な取組を実施する。

2 児童生徒等への意識啓発

全幼稚園・学校での防犯教室の実施、小学校での通学路の危険箇所を明示した安全意識啓発マップの作成及び防犯ブザー等の所持の必要性や適切な使用方法を指導する機会などを通して、児童生徒等の危険予測・危機回避能力の向上を図る。

3 地域ぐるみの見守り・巡回活動等の推進

年間を通じて相当数の不審者事案が発生している実態を踏まえ、地域学校安全指導員による幼稚園や小学校への巡回訪問を定期的にも実施するとともに、教職員及び地域の見守り活動者に対し、元警察官としての豊富な経験や知識に基づいた助言・指導を行う。

また、地域、地元の企業や学生の取組の把握に努め、協力いただいている方々の活動の様子を積極的に広報したり、本市が包括的連携協定を締結している企業等に対し、こどもの見守り活動等への協力が得られるよう働きかけを行ったりすることなどにより、担い手の維持・拡充に努めるとともに、学校や地域の実態に応じたこどもの安全対策の推進に関する実践的な取組を行い、その成果を全市に普及させるなどして、地域全体で子どもを守る機運の醸成を図る。

さらに、区役所に青色回転灯を装備した車両、小学校等に「みんなで守ろうこどもの安全」(ステッカー)を掲出した原動機付自転車を配備し、見守り・巡回活動を効果的に実施するとともに、引き続き、原動機付自転車や電動アシスト付き自転車の計画的な更新に努める。

4 通学路の安全対策

道路管理者及び警察等の関係機関と連携して、順次、安全対策を実施するとともに、児童への安全指導を繰り返し行うほか、通学路の安全対策が一層進むよう、学校運営協議会を積極的に活用して協議を行うことにより、通学路の安全確保を図る。

第3 令和6年度における管理・執行状況

1 「こども安全の日」事業の推進

毎月22日の「こども安全の日」を中心に、学校では集団登下校や防犯教室、不審者対応避難訓練等を、家庭・地域では登下校時の見守り活動等を実施した。その中でも、11月は、全小学校で、安全について考える朝会や見守り活動でお世話になっている地域の方々へ感謝の気持ちを表す「見守り感謝の会」等、学校・地域の実態に応じた取組を実施した。

2 児童生徒等への意識啓発

全ての幼稚園・学校において防犯教室及び交通安全教室等の取組を実施するとともに、小学校では、136校において安全意識啓発マップを作成した。また、小学校の新入学児童（約1万人）に防犯ブザーを支給し、機会を捉え、防犯ブザーの点検や使用方法の指導を行うとともに、保護者への周知を行った。

3 地域ぐるみの見守り・巡回活動等の推進

地域学校安全指導員による幼稚園や小学校への巡回訪問を月2回程度（延べ3,465回）実施し、教職員や見守り活動者に対し、学校安全体制に関する助言・指導を行うとともに、不審者事案発生時には、学校・家庭・地域及び関係機関等で不審者情報を共有して注意喚起を行った。

また、学校を通じて、地域、地元の企業や学生による取組状況を把握し、定期的に見守り活動を行っている企業や学生9団体について本市ホームページで紹介するとともに、通学時の安全等に関して重点的な取組を行うモデル的な学校の取組について情報収集を行い、その取組状況について取りまとめを行った。加えて、包括連携協定締結企業間の情報交換会に参加し、こどもの見守り活動等への協力が得られるよう働きかけを行い、包括連携協定を締結している企業では、集配車等へのステッカー掲示や見守りカバン札を活用した「ながら見守り」が行われた。

さらに、区役所に配備している青色回転灯車両（各1台）、小学校等に配備している「みんなで守ろうこどもの安全」（ステッカー）を掲出した原動機付自転車（計62台）を活用して、事務連絡等の業務を兼ねて地域のパトロールを実施した。加えて、経年劣化による故障が頻発している原動機付自転車を更新するため、原動機付自転車6台、電動アシスト付き自転車2台を購入した。

4 通学路の安全対策

令和3年度に国が示した観点により抽出した危険箇所（223箇所）及び令和2年度以前の対策未完了箇所（26箇所）については、踏切の拡幅や都市計画道路の建設に伴う長期的な対応を要する箇所（11箇所）を除き、全て対策は完了した。なお、長期的な対応を要する箇所（11箇所）においては、児童への安全指導を行うとともに、道路管理者及び警察等の関係機関と連携し、暫定的な安全対策（路側帯のカラー舗装、「学童注意」の路面標示等）を実施した。

また、令和5年度は28箇所（15校）、令和6年度は新たに1箇所（1校）の合同点検を実施し、このうち25箇所については年度内に対策が完了した（未了は4箇所）。

加えて、各校で開催される学校運営協議会において、通学時の安全確保に関する協議又は情報共有を実施し、通学路の安全確保に努めた。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和7年度における対応方針

1 「こども安全の日」事業の推進

(1) 評価

毎月22日の「こども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、こどもの安全について考え行動する様々な取組を計画的に実施することにより、児童の自己防衛意識の高揚を図るとともに、地域全体で子どもを守る市民意識の醸成を図ることができた。

(2) 課題

本市の小学生が下校中に尊い命を奪われた事件を踏まえ、毎月22日の「こども安全の日」

を中心に、引き続き、学校・家庭・地域がそれぞれの役割に応じて互いに連携し、地域全体で子どもを守る取組を着実に推進していく必要がある。

(3) 対応方針

地域の安全は地域で守るという自主的・持続的な防犯活動が着実に実施できるよう、引き続き、毎月 22 日の「子ども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、それぞれの実態に応じた様々な取組を実施する。

2 児童生徒等への意識啓発

(1) 評価

防犯教室及び交通安全教室等の取組は、学校安全計画に基づいて、全ての幼稚園・学校において計画どおり実施することができた。安全意識啓発マップについては、ほぼ全ての小学校で作成しており、その他の小学校においても教員が作成した地図を掲示するなどの活動を実施した。また、防犯ブザーについては、新入学児童全員に支給し、機会を捉えて、防犯ブザーの点検や使用方法の指導を行うとともに、保護者に周知することができた。

(2) 課題

児童生徒の危機予測・危機回避能力向上のため、継続的に意識啓発等の取組を実施する。

(3) 対応方針

引き続き、全幼稚園・学校での防犯教室及び交通安全教室等の取組の実施、小学校での通学路の危険箇所を明示した安全意識啓発マップの作成及び防犯ブザー等の所持の必要性や適切な使用方法を指導する機会を通して、児童生徒等の危険予測・危機回避能力の向上を図る。

3 地域ぐるみの見守り・巡回活動等の推進

(1) 評価

地域学校安全指導員が、教職員や見守り活動者に対し、元警察官としての豊富な経験や知識に基づいた助言・指導を行うとともに、不審者事案発生時には、学校・家庭・地域及び警察等の関係機関と情報を共有して注意喚起を図るなど、学校安全体制に係る取組を実施することができた。

また、見守り活動用のベストを購入し、区役所を通じて、見守り活動者に配付したり、見守り活動に協力いただいている地域の方々や企業等の活動の様子を広報したりすることで、子どもを守る市民意識の醸成を図るとともに、登下校の子どもを見守る 10 万人の態勢を概ね維持することができた（図表 30）。

【図表 30】見守り活動者数（概数）の推移

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見守り 活動 10万人 構 想	組織的な見守り活動者数	39,000 人	36,000 人	34,000 人	33,000 人	27,000 人
	日常生活に組み込まれた見守り活動者数	62,000 人	63,000 人	64,000 人	65,000 人	68,000 人
	計	101,000 人	99,000 人	98,000 人	98,000 人	95,000 人

さらに、区役所に配備している青色回転灯を装備した車両や小学校等に配備している「みんなで守ろう こどもの安全」（ステッカー）を掲出した原動機付自転車を効率的に運行し、見

守り・巡回活動を効果的に実施するとともに、経年劣化による故障が頻発していた一部の原動機付自転車を更新することができた。

(2) 課題

学校等を通じて把握した不審者事案の発生件数は217件であり、ここ数年、減少傾向にはあるが、引き続き、こどもが犯罪に巻き込まれることのないよう、登下校におけるこどもの安全確保に対する保護者・地域の理解を深めながら、概ね10万人の見守り態勢を維持していく必要がある。

また、地域、地元の企業や学生の取組の把握に努め、協力いただいている方々の活動の様子を積極的に広報することなどを通じて、新たな見守りの担い手を確保する必要がある。

さらに、導入から18年が経過した原動機付自転車については、学校のニーズを踏まえつつ、計画的に必要な台数を更新していく必要がある。

(3) 対応方針

年間を通じて相当数の不審者事案が発生している実態を踏まえ、引き続き、地域学校安全指導員による幼稚園や小学校への巡回訪問を定期的に行うとともに、教職員及び地域の見守り活動者に対し、元警察官としての豊富な経験や知識に基づいた助言・指導を行う。

また、本市の小学生が下校中に尊い命を奪われた事件から20年が経過することを契機とし、これまで協力を依頼していなかった企業や学生等に対しても幅広く活動への協力を働きかけ新たな担い手の確保により積極的に取り組むとともに、通学時の安全等に関する地域や企業等と連携した学校の取組状況を把握し、その成果や課題を学校等へ発信するなど、地域全体でこどもを守る機運の醸成を図る。

さらに、区役所に青色回転灯を装備した車両、小学校等に「みんなで守ろうこどもの安全」(ステッカー)を掲出した原動機付自転車を配備し、見守り・巡回活動を効果的に実施するとともに、引き続き、原動機付自転車や電動アシスト付き自転車の計画的な更新に努める。

4 通学路の安全対策

(1) 評価

合同点検等により安全対策が必要な箇所について、道路管理者及び警察等の関係機関と連携して、路側帯のカラー舗装や路面標示の設置等を実施することにより、通学路の安全対策を推進することができた。

また、各小学校における学校運営協議会において、通学時の安全確保に関する協議又は情報共有を実施し、通学路の安全確保に努めることができた。

(2) 課題

踏切の拡幅や都市計画道路の建設に伴う長期的な対応を要する箇所など、早期の対応が困難な箇所については、引き続き、道路管理者及び警察等の関係機関と連携し、暫定的な安全対策を検討するなど、中長期的な観点から安全対策に取り組む必要がある。

(3) 対応方針

引き続き、道路管理者及び警察等の関係機関と連携して、順次、安全対策を実施するとともに、児童への安全指導を繰り返し行うほか、通学路の安全対策が一層進むよう、学校運営協議会を積極的に活用して協議を行うことにより、通学路の安全確保を図る。

第1 事務の目的・概要

学校においてこれまで教職員が担ってきた役割の見直しと業務の効率化を図り、メリハリのある働き方を進めることで教職員の心身の健康を保持し、児童生徒に向き合う時間を十分に確保することにより、児童生徒に対する総合的な指導を持続的に行うことのできる学校教育体制を構築する。

平成30年12月に策定した「広島市の学校における働き方改革推進プラン」（以下、この項目において「第1期プラン」という。）の取組状況やアンケート調査結果等を踏まえて、令和5年7月に「第2期 広島市の学校における働き方改革推進プラン」（以下、この項目において「第2期プラン」という。）を策定し、「長時間勤務の解消」及び「休暇取得の促進」の観点から設定した3つの達成目標を掲げて、取組を進めている（図表31）。

【図表31】 第2期プランに掲げる達成目標

区分	指標	目標値
目標1	年間月平均の勤務時間外の在校等時間が45時間以下の教職員の割合	100%
目標2	連続した3か月平均で勤務時間外の在校等時間が80時間以下の教職員の割合	100%
目標3	年次有給休暇の平均取得日数	16日以上

【図表32】（参考）第1期プランに掲げた達成目標

区分	指標	目標値
目標1	全教職員の年間月平均の勤務時間外の在校等時間	45時間以下
目標2	連続した3か月平均で勤務時間外の在校等時間が80時間超の教職員の割合	0%
目標3	年次有給休暇の平均取得日数	16日以上

第2 令和6年度における課題等への対応方針

第2期プランに掲げる目標の達成に向けて、「こどもたちにより良い教育を提供する」という教育の質の向上を目指すことに軸足を置き、学校と教育委員会、その他全ての関係者が一体となって取組を推進する。

また、第2期プランに掲げた22の取組項目（うち、教職員のニーズが高く、特に効果が大きいと考えられる11項目を重点項目として設定）（図表33）については、PDCAサイクルの下、引き続き取組の着実な推進を図る。

さらに、小学校、中学校の各2校をモデル校に指定し、先導的かつ実践的な取組を実施するとともに、特に、教頭・主幹教諭等が担う業務に係る負担軽減を図るため、スクールサポートスタッフの有効活用や校務分掌等の業務分担の見直し等に取り組み、その成果を全幼稚園・全学校に普及させる。

【図表 33】 第 2 期プランに掲げる 3 つの視点、9 の分類及び 22 の取組項目

視点	分類	取組項目
学校における業務改善	学校や教員が担うべき業務範囲の適正化	重点 ① 授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用
		重点 ② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
		重点 ③ スクールロイヤーの活用
		④ 就職指導に係る外部人材の活用
		⑤ 学校行事等の見直し
		重点 ⑥ 学校事務職員の役割の明確化・学校運営への参画強化
	教育委員会等から学校に求める業務の縮減	重点 ⑦ 調査・報告等の負担軽減
		⑧ 研修・会議・説明会等の適正化
	業務改善に資する環境整備	重点 ⑨ ICT 環境の整備・活用の推進
		⑩ 教育委員会の体制等の見直し
過密期間・日程の緩和	勤務時間管理の徹底	⑪ 定時退校日の実施
	授業・部活動の負担軽減	⑫ 日課の見直し
		重点 ⑬ 小学校高学年における教科担任制の推進
		重点 ⑭ 部活動の負担軽減
	休暇取得の促進	⑮ 学校閉庁日の実施
		⑯ 計画的取得の推進
働き方に関する教職員等の意識改革	学校経営との連携	⑰ 学校評価等における働き方改革関連目標の達成に向けた取組の推進
		重点 ⑱ 人事評価における働き方改革関連目標の達成に向けた取組の推進
		重点 ⑲ メンタルヘルス対策の充実
	研修の充実	⑳ 働き方改革に係る管理職マネジメント研修の充実
		㉑ 経験年数等に応じた働き方改革に係る研修の充実
	保護者・地域と連携した学校運営	重点 ㉒ 保護者・地域等と協働した働き方改革の推進

第 3 令和 6 年度における管理・執行状況

第 2 期プランに掲げた 22 の取組項目については、PDCA サイクルに基づく計画の下、スクールサポートスタッフの活用（配置人数：269 人）、中学校及び高等学校部活動指導員の配置（配置人数：延べ 234 人）、中学校の休日における部活動の地域移行に向けたモデル事業（実施クラブ数：22 校 25 クラブ）、スクールロイヤーの活用（利用回数：47 回）などの取組を進めるとともに、夏季休業期間中の学校一斉閉庁（3 日間）を実施し（実施した学校：100%、拡大実施した学校：49.4%）、冬季休業期間中においても学校一斉閉庁（2 日間）を実施した（実施した学校：100%、拡大実施した学校：34.6%）。

モデル校においては、ICT の活用による校務の効率化、日課等の見直しによる執務時間の確保、保護者連絡の電子化などの取組を実施した。また、取組等についてモデル校を会場とした学校公開を行い、教職員や大学生に対し実践発表などを実施した。加えて、報告書をまとめ、校長会等で報告するとともに、本市ホームページに掲載し、学校関係者や市民に対して普及・啓発を図った。

さらに、学校アンケート調査（対象となる幼稚園・学校数：幼稚園 19、小学校 140、中学校 63、高等学校 7、中等教育学校 1、特別支援学校 1、計 231）を行い、第 2 期プランの実施状況の把握や効果検証を行った。

なお、プランの達成目標に対する実績は次のとおりであった（図表 34）。

【図表 34】 第 2 期プランの達成目標の実績の推移

区分	指標（目標値）	令和 5 年度	令和 6 年度
目標 1	年間月平均の勤務時間外の在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合（100%）	74.1%	76.9%
目標 2	連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合（100%）	96.1%	96.3%
目標 3	年次有給休暇の平均取得日数（16 日以上）	16.4 日	15.2 日

【図表 35】（参考） 第 1 期プランの達成目標の実績の推移

区分	指標（目標値）	平成 30 年度	平成 31 年度 （令和元年度）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
目標 1	全教職員の年間月平均の勤務時間外の在校等時間（45 時間以下）	38.7 時間	34.2 時間	33.5 時間	34.4 時間	33.7 時間
目標 2	連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校等時間が 80 時間超の教職員の割合（0%）	9.0%	3.5%	4.9%	4.9%	4.8%
目標 3	年次有給休暇の平均取得日数（16 日以上）	12.2 日	12.8 日	10.6 日	14.1 日	15.0 日

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和 7 年度における対応方針

1 評価

目標 1「年間月平均の勤務時間外の在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合」については、令和 5 年度より数値が改善している。なお、校種別では、中学校、高等学校及び中等教育学校の割合が低くなっており、職位別では、教頭・主幹教諭等の割合が低くなっている。

目標 2「連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合」については、令和 5 年度より数値が改善している。なお、校種別では、中学校、高等学校及び中等教育学校の割合が低くなっており、職位別では、教頭・主幹教諭等の割合が低くなっている。

目標 3「年次有給休暇の平均取得日数」については、令和 5 年度より数値が低くなっているが、第 1 期プラン時よりは高い水準にある。なお、校種別では、幼稚園の取得日数が低くなっており、職位別では、園長・校長、教頭の取得日数が低くなっている（図表 36）。

【図表 36】令和 6 年度の達成目標の校種別、職位別の実績

○年間月平均の勤務時間外の在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	92.6%	80.6%	69.0%	71.2%	71.0%	81.4%
職位等	園長・校長	教頭	主幹教諭等	教諭等	事務職員等	
	53.3%	20.4%	38.1%	74.2%	98.3%	

○連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	100%	98.6%	91.6%	92.7%	91.7%	98.6%
職位等	園長・校長	教頭	主幹教諭等	教諭等	事務職員等	
	95.2%	75.5%	75.0%	96.2%	99.8%	

○年次有給休暇の平均取得日数

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校 (前期)	特別支援学校
	10.7 日	15.7 日	14.0 日	14.3 日	15.4 日	16.2 日
職位等	園長・校長、教頭		主幹教諭、教諭等		事務職員等	
	7.6 日		15.9 日		15.5 日	

2 課題

目標 1 の数値が低かった中学校、高等学校及び中等教育学校では、その要因として「部活動等の課外活動」等を挙げ、また、目標 1 及び目標 2 の数値が低かった教頭・主幹教諭等は、その要因として「各種報告書の作成」や「学級経営・授業や学校行事の準備」等を挙げている。

目標 3 の数値が低かった園長・校長、教頭は、その理由として「職責上、取得しづらい」等を挙げている。

達成できなかったいずれの目標についても、その要因等を踏まえながら、引き続きモデル校での先導的な取組や保護者・地域等と協働した取組などを実施していく必要がある。

3 対応方針

第 2 期プランに掲げる目標の達成に向けて、「こどもたちにより良い教育を提供する」という教育の質の向上を目指すことに軸足を置き、学校と教育委員会、その他全ての関係者が一体となって、22 の取組項目に係る PDCA サイクルの下、必要な見直しを行いながら、プランの着実な推進を図る。

「長時間勤務の解消」については、特に、教頭・主幹教諭等が担う業務に係る負担の軽減を図るため、これまでのアンケート調査に加え、実際に現場を確認するなどし、より詳細な実態把握を行うとともに、スクールサポートスタッフの有効活用や校務分掌等の業務分担の見直し等に取り組む。また、「休暇取得の促進」については、園長・校長等に対して計画的な休暇取得の重要性に関する啓発等を行うとともに、休業期間中の学校閉庁日の拡大実施など、休暇を取得しやすい環境整備に取り組む。

さらに、令和7年度からは新たな小学校、中学校の各2校をモデル校に指定し、各校の課題解決に係る取組や、小学校においては教科担任制の推進、中学校においては部活動の負担軽減に係る取組を実施し、その成果を全幼稚園・全学校に普及させる。

なお、「子どもたちにより良い教育を提供する」という教育の質の向上を目指すための取組である「学校における働き方改革の推進」を、引き続き令和7年度の重点取組項目とする。

2 全ての子どもが健やかに育つための環境づくりに関する事務

(1) 社会的支援の必要性が高い子どもへの支援に関すること

ア 就学援助

第1 事務の目的・概要

就学援助制度は、教育の機会均等の精神に基づき、経済的理由によって就学に支障を来さないよう、小学校及び中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な援助を行うことにより、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにするものである。

第2 令和6年度における課題等への対応方針

学校と連携しながら、お知らせやホームページ等により、制度の周知・広報に努める。

また、他都市の状況や国の動向を踏まえながら、支給費目の拡充等支援の充実について検討する。

第3 令和6年度における管理・執行状況

就学援助を必要とする児童生徒の保護者が漏れなく制度を利用できるよう、学校を通じて在籍者全員へお知らせ及び申請書を配布するとともに、本市ホームページへの掲載等により広く制度の周知を図った。さらに、令和6年度においては、新たに、制度の概要を簡潔にまとめたリーフレットを作成し、お知らせ等と一緒に配布したほか、広島市立学校連絡ポータル等を活用した情報発信を行うことにより、制度の一層の周知に努めた。

また、国の新入学児童学用品費等の補助単価が引き上げられたことに伴い、本市においても小学校入学前に支給する新入学学用品費等の増額を行った。

【図表 37】 就学援助の認定者数等の推移

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定者数	市 立 (認定率) ^{※1}	23,429人 (25.0%)	22,873人 (24.5%)	20,833人 (22.6%)	19,674人 (21.6%)	18,454人 (20.7%)
	国・県・私立	359人	377人	357人	361人	314人
	計	23,788人	23,250人	21,190人	20,035人	18,768人
経過措置対象者数 ^{※2}		—	—	828人	699人	481人
支給額	市 立	16億9,081万円	18億2,907万円	17億5,334万円	16億8,025万円	16億4,595万円
	国・県・私立	1,421万円	1,507万円	1,649万円	1,625万円	1,512万円
	計	17億502万円	18億4,414万円	17億6,983万円 (経過措置対象者含む)	16億9,650万円 (経過措置対象者含む)	16億6,107万円 (経過措置対象者含む)

※1 認定率は、市立小中学校における全児童生徒数に対する認定者数の率を示したものである。

なお、国が公表している全国の公立小中学校における認定率の推移は、令和2年度が14.4%、令和3年度が14.2%、令和4年度が13.9%、令和5年度が13.7%となっている。

※2 令和4年度からの見直し後の認定基準の適用により、令和3年度に就学援助を受けていた世帯が就学援助を受けられなくなることがあった場合には、3年間の経過措置として、見直し前の認定基準により認定を行い、就学援助費を段階的に減額して支給した。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和7年度における対応方針

1 評価

学校と連携したお知らせ等の配布や、本市ホームページへの掲載に加え、就学援助を必要とする児童生徒の保護者が漏れなく制度を利用できるよう、新たに制度の概要を簡潔にまとめたリーフレットの作成・配布や情報発信ツールを活用した制度の周知に取り組むなど、よりきめ細やかな対応に努めることができた。

なお、本市における就学援助の認定率は、全国の動きと同様に近年減少してきているものの、令和6年度は20.7%となっており、全国の認定率と比べ高い水準で推移している（図表37）。

また、国の補助単価の改定に合わせ、小学校入学前に新入学学用品費等を増額して支給することで、保護者の負担軽減を図ることができた。

2 課題

経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、漏れなく支援が行き届くよう、引き続き丁寧な制度の周知・広報に取り組む必要がある。

また、教育環境の変化等に的確に対応し、必要な支援を行えるよう、引き続き国の動向等を踏まえながら、支給費目の拡充等支援の充実について検討する必要がある。

3 対応方針

今後も学校と連携しながら、制度の周知に努めるとともに、他都市の状況や国の動向を踏まえながら、支給費目の拡充等支援の充実について検討する。

また、令和7年10月から生活扶助基準の特例加算額の引上げが予定されており、これを踏まえて、就学援助制度の認定基準の見直しについて検討を行う。

Ⅲ 学識経験者の意見

1 概要

令和7年7月18日(金)、次の教育に関し学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

(学識経験者)

- ・ 滝沢 潤 広島大学大学院 人間社会科学研究科 教授
- ・ 福田 敦志 広島大学大学院 人間社会科学研究科 准教授

2 意見の内容

聴取した意見については各項目に反映させたもののほか、次のものがあつた。

(1) 総括的な意見

- ・ 政令指定都市が有する広範な教育行政権限に基づき、全体として総合的、体系的、効果的な教育行政の実施に努めていると評価できる。また、地方教育行政が取り組むべき基盤的事務(学力向上の推進、地域とともにある学校づくりの推進)や重要課題(いじめ・不登校等対策の推進、学校における働き方改革の推進)に加え、平和記念都市としてふさわしい事務(平和教育の推進)が重点取組項目として設定されており、世界平和を希求する広島市の教育行政にふさわしい事務が執行されている。
- ・ 学識経験者からの指摘を踏まえた事務等の改善が継続的に行われており、市教育行政の使命、責任を果たそうとする姿勢が明確である。
- ・ 広島市の事業の成果を図る際は、多くの場合には全国平均が用いられているが、人口規模や社会経済的背景、行政権限等を考えると同じ政令指定都市の平均も加えて比較した方がより適切な場合が多いと考えられるため、データの制約なども考慮しつつ可能な限り改善することを望む。
- ・ アウトプット(結果)に関するデータの提示とそれに基づく説明、評価は、改善が重ねられてきている一方で、事業の点検評価の充実には、アウトカム(成果)の設定とそれに基づく説明、評価が求められる。各事業において適切な成果指標・基準を開発・設定し、点検評価、改善等における活用を期待する。

(2) 取組項目に関する意見

【幼児教育の推進】

- ・ 市立幼稚園の統廃合については、「まちづくりの観点から、地域との協議を進める」とあり、重点取組項目である「地域とともにある学校づくりの推進」と関連付けて、幼児期から児童生徒期までを見通した学校・幼稚園の取組を期待する。
- ・ 幼児教育・保育の充実により、広島市における少子化・人口減少傾向への対応として、他の行政部局との連携協働等、政令指定都市としての総合的な行政権限を活かした積極的な取組を期待する。

【学力向上の推進】

- ・ 「全国学力・学習状況調査」における正答率30%未満の児童生徒の割合は、取組を評価す

る上で重要な評価指標と考えられる。全国平均と比較して低い傾向にあり、学力向上に困難とされる社会的環境（就学援助の受給等）にある児童生徒が多い傾向にある大都市の取組の成果として評価されるべきものであると考える。

- ・ 「第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和7年度における対応方針」において、効果のあった取組を他校での授業改善にいかせるよう取り組まれたことは高く評価できる一方で、その取組成果の把握及びその評価とそれに基づく改善を期待するとともに、問題解決学習が有する児童生徒の主体性を伸長させる効果との相乗効果を意識した取組も期待する。

【体力向上の推進】

- ・ 「1週間の総運動時間0分」の児童生徒は、特に小学生において友人関係の希薄さや貧困等の社会経済的要因による運動時間・機会の乏しさを示しているとも考えられ、このような状況にある児童生徒への支援は教育行政の重要課題であることから、これに対する対応、取組の充実及びこれに関する記述、評価が明確になっていないため改善を期待する。

【平和教育の推進】

- ・ 一昨年のG7サミットによって改めて被爆地・広島が世界的に注目され、広島の平和教育に対する関心の高まりとともにその貢献が期待される。こうした観点から、これまで取り組んできた平和教育の理念・方針、工夫が重ねられてきた実践や指導法、蓄積されてきた教材や資料、教育課程経営や行政のノウハウなどについて、他の自治体、各国における平和教育の充実発展に活用されるような取組が期待される。また、他自治体の学校とのオンラインによる交流授業やインターネットを通じた教材（コンテンツ）の公開、修学旅行などを通じて広島の平和学習に取り組む児童生徒や教職員に対する研修機会の創出なども期待される。
- ・ これまで取り組んできた取組の意義や効果を高めるためにも、様々な関連事業の成果・効果（児童生徒の平和への理解の広がり、深まりや意識変容等）を評価するための指標等の設定し、点検評価や改善での活用を期待する。
- ・ 「伝える HIROSHIMA プロジェクト」への参加校数や応募点数が倍増しており、とても喜ばしいことと考えるが、増加した要因や工夫した点についての記載も望む。

【キャリア教育の推進】

- ・ 職場体験学習等の各事業において、年々、参加者や参加校等が増加しており、積極的に取り組まれていると評価できる一方で、各事業に参加した児童生徒の職業観や勤労観の深化、変容などに関する成果指標等を設定し事業の点検評価、改善を期待する。

【特別支援教育の充実】

- ・ 特別支援学級における指導の充実を図る上で、特別支援学級指導員等の継続的に配置されている職員等の児童生徒一人当たりの配置数も目安になると考えるため、推移を検証することが望ましい。

【高等学校の特色化・魅力化の推進】

- ・ 「ハイスクールビジョン推進プログラム」に基づき、重点支援校を中心とした特色化、魅力化に向けての検討が進められており、市高校教育の充実を目指した取組として評価できる。
- ・ 高等学校の特色化、魅力化を進める中で、生徒が在籍校の在り方や将来像の検討に参加できれば、自らが属する社会（学校）の現状や今後の在り方を考える社会参加や市民性の育成

につながることも期待される。

【中山間地・島しょ部の小・中学校における特色ある教育の推進】

- ・ 「第3 令和6年度における管理・執行状況」の「(2) 独自教科の実施」において、学校運営協議会において、カリキュラム改善のための協議が行われており、社会に開かれた教育課程の実現、地域学校協働活動の実質化、学校運営協議会の活用において重要な取組であり評価できるが、これらの取組に関する説明と成果に関して記載するも望む。
- ・ 「多様な考え方、価値観の交流」において、様々な学習活動等における小中一貫教育校以外の学校とのICT（オンライン）を活用した交流授業の必要性について記述していることは非常に重要であり、ICTを積極的に活用した更なる展開、充実を望む。

【帰国・外国人児童生徒等に係る教育の支援】

- ・ 関係団体の協力を得ながら、広島市がこの分野における先導的な役割を担うことが期待されており、その際には、ICTを活用した複数学校をつないだ母語による指導やAIの翻訳機能を効果的に活用した支援、指導が実施可能であるため、その効果を検証しながら、効果的な母語による指導の充実を望む。こうした取組は、外国人児童生徒等の集住する他都市と積極的に連携することで、支援の充実が期待できる。

【学校施設の整備】

- ・ トイレの洋式化率や老朽化対策による施設改修工事の実績等に着実な進展が見られ、評価できる一方で、外壁の剥落などは人命に関わる事故につながることから、緊急度の確認や優先順位付け等を行いつつ、予算の確保と迅速な執行を期待する。

【ICTを活用した教育の推進】

- ・ 高速ネットワークの整備や家庭のインターネット環境に合わせた支援等の情報教育の環境整備は、今後の教育行政の重要な使命であり、積極的に取り組んでおり、着実な充実が見られる。特に、家庭にインターネット環境がない児童生徒へのモバイルWi-Fiルーターの貸し出しが開始されたことは高く評価できる。今後も十分なICT環境を迅速に整備し、積極的に活用できる取組を充実させ、他の自治体をリードする先進都市となることが期待される。
- ・ 「タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実」においては、受講者アンケートを実施し、今後の活用希望に関する成果指標を用いた評価がなされており評価できる。他の事業においてもこのようなアンケート結果等のエビデンスに基づいた評価の充実が期待される。なお、アンケート結果では肯定的評価が非常に高く、充実した研修が行われていることから、今後の一層の授業改善が期待できる。

【学校給食の充実】

- ・ 学校給食に関する条件整備にとどまらず、その成果としての食育の充実について点検評価することを期待する。とりわけ、食育の充実に重要な役割を果たすことが期待できる栄養教諭の配置や指導状況などについて点検評価することを望む。

【いじめ・不登校等対策の推進】

- ・ 「不登校児童生徒の社会的自立を目指した支援の充実」において、「ふれあいひろば」で授業のライブ配信等を行ったり、「ふれあい教室」間において、オンラインによる交流ができる環境を整備していることは、児童生徒の多様なニーズに対応する柔軟な環境整備として高く評価でき、ICTを活用した支援の更なる充実を期待する。
- ・ 登校児童生徒数の増加に対しては、ICTの積極活用による多様かつ柔軟な対応に加え、学

びの多様化学校（不登校特例校）の設置や児童生徒の主体性を重視した教育課程特例校の設置などにより、単に不登校児童生徒数の増減を評価するのではなく、児童生徒一人ひとりに合った普通教育機会の確保・保障を期待する。

【地域とともにある学校づくりの推進】

- ・ 学校運営協議会が全ての市立学校に設置され、研修や人材確保の取組などを通じて充実が図られている一方で、学校運営協議会などの学校参加制度に関する研究においては、参加者の属性（年齢、性別、社会階層）の偏りが指摘されているため、全ての児童生徒、保護者、地域住民に開かれた協議会、地域協働活動となるような取組を期待する。
- ・ コミュニティ・スクールに関わる研修会アンケート調査の結果を成果指標として適切に設定されるとともに、肯定的回答の割合も非常に高く、取組及び点検評価の在り方として高く評価できる。
- ・ 児童生徒が学校運営協議会へ参加（参観や意見表明等）することにより、社会参加や市民性の涵養等の観点から大きな期待が持てる取組になると考えられる。

【休日の部活動の地域移行（中学校）】

- ・ 3つのモデル事業を行い、その成果や課題を検証しようとする取組は、各中学校の置かれた状況に合わせた柔軟な地域移行が可能になると考えられ評価できる。
- ・ モデル事業の実施校や実施クラブが大きく拡大したことは評価できるが、具体的な内容の記載の充実を期待する。

【こどもの安全対策の推進】

- ・ 全市を挙げた充実した取組が普及・定着しており、評価できる。引き続き学校教育の前提となるこどもの安全確保に取り組んでいただきたい。また、組織的な見守り活動者数が近年大きく減少していることから、その要因と課題の分析を望む。

【学校における働き方改革の推進】

- ・ 明確な達成目標の設定と適切な分類（校種、職位等）とエビデンスに基づく評価がなされており、他の事業でも参考にすることを望む。目標値が達成できなかった二つの目標は、ともに教頭、主幹教諭等の達成度の低さが目立ち、こうした傾向は他の自治体でも見られることから、教頭の職務実態等の把握、業務改善の支援等を行うほか、他自治体において効果のあった取組などを積極的に取り入れるなど、早急な対応を望む。

【就学援助】

- ・ 家庭の経済状況に関わらず安心して教育を受ける機会を保障する上で最も重要な事業であり、家庭の経済状況が児童生徒の学習に大きな影響を及ぼさないよう、確実な事業の実施を求める。
- ・ 就学援助率の推移、全国平均や政令指定都市の平均との比較などを通じて、広島市の事務実施に当たっての方針等を明確になると考える。

(参考) 1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会議の開催状況

広島市教育委員会の会議（教育委員会議）は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催し、教育委員会の決裁を要する案件（議案）について審議を行うとともに、重要事項について事務局から報告等を受けている。

令和6年度の教育委員会議の開催状況は、次のとおりである（図表38）。

【図表38】教育委員会議の開催状況

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
1	令和6年 4月16日	人 5	人 0	1 教職員の人事について（議案第14号）
2	4月23日	5	3	1 広島市におけるいじめ防止対策等の主な取組について（報告）
3	5月21日	5	6	1 浅野文庫等施設（仮称）整備基本計画について（報告） 2 湯来地域における小中一貫教育校の設置について（報告） 3 広島市立高等学校学則の一部改正について（議案第15号） 4 令和7年度使用広島市立義務教育諸学校用教科用図書採択の基本方針について（議案第16号） 5 広島市教科用図書採択審議会への諮問について（議案第17号） 6 広島市教科用図書採択審議会委員の委嘱及び任命について（議案第18号）
4	6月11日	5	2	1 広島市立学校児童生徒数等（令和6年5月1日現在）について（報告） 2 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 契約の締結議案（代決報告第4号） 3 広島市立高等学校入学者選抜の基本方針について (1) 広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）入学者選抜の基本方針（議案第19号） (2) 広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針（議案第20号） 4 広島市いじめ防止対策推進審議会委員の任命について（議案第21号）
5	7月9日	5	7 (うち、 意見陳述 者1人)	1 請願等の審査について（請願等第1号） 2 落合東幼稚園の閉園について（報告） 3 広島市教科用図書採択審議会委員の任命について（議案第22号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
6	8月22日	5	1	1 令和7年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告） 2 令和7年度広島市立高等学校の入学定員について（報告） 3 令和6年度広島市教育委員会事務点検・評価報告書について（議案第23号） 4 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 財産の取得議案（議案第24号） (2) 財産の取得議案（議案第25号） (3) 変更契約の締結議案（議案第26号） (4) 変更契約の締結議案（議案第27号） (5) 契約の締結議案（議案第28号） 5 教職員の人事について（議案第29号）
7	8月28日	3	23	1 令和7年度から使用する広島市立中学校用教科用図書の採択について（議案第30号） 2 令和7年度から使用する広島市立特別支援学校及び広島市立小・中学校（特別支援学級）用教科用図書の採択について（議案第31号） 3 令和7年度から使用する広島市立中等教育学校（前期課程）用教科用図書の採択について（議案第32号） 4 令和7年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）用教科用図書採択について（議案第33号）
8	9月20日	4	0	1 広島市立図書館協議会委員の任命について（議案第34号） 2 広島市公民館運営審議会委員の委嘱について（議案第35号） 3 広島市スポーツ推進審議会委員の任命案に対する意見について（議案第36号）
9	10月29日	5	4	1 令和6年度全国学力・学習状況調査の結果について（報告） 2 広島市こども文化科学館リニューアル基本計画の策定について（報告） 3 教職員の人事について（代決報告第5号）
10	11月26日	5	1	1 令和5年度不登校・暴力行為・いじめの状況について（報告） 2 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 公の施設の指定管理者の指定期間の変更に係る議案（代決報告第6号） (2) 公の施設の指定管理者の指定議案（代決報告第7号） (3) 令和6年度12月補正予算議案（代決報告第8号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				3 教職員の人事について (1) 教職員の人事について (議案第 37 号) (2) 教職員の人事について (議案第 38 号)
11	12 月 17 日	5	1	1 広島市立落合東幼稚園の廃止について (議案第 39 号)
12	令和 7 年 1 月 28 日	5	3	1 博物館の登録について (1) 博物館の登録について (議案第 1 号) (2) 博物館の登録について (議案第 2 号) (3) 博物館の登録について (議案第 3 号) 2 広島市社会教育委員の委嘱について (議案第 4 号) 3 教職員の人事について (議案第 5 号)
13	2 月 6 日	4	0	1 教職員の人事について (1) 教職員の人事について (議案第 6 号) (2) 教職員の人事について (議案第 7 号)
14	2 月 10 日	5	1	1 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 広島市立学校条例の一部改正議案 (代決報告第 1 号) (2) 広島市立中央図書館条例の一部改正議案 (代決報告第 2 号) (3) 広島市公民館条例の一部改正議案 (代決報告第 3 号) (4) 広島市郷土資料館条例の一部改正議案 (代決報告第 4 号) (5) 権利の放棄議案 (代決報告第 5 号) (6) 契約の締結議案 (代決報告第 6 号) (7) 変更契約の締結議案 (代決報告第 7 号) (8) 変更契約の締結議案 (代決報告第 8 号) (9) 令和 6 年度 2 月補正予算議案 (代決報告第 9 号) (10) 令和 7 年度当初予算議案 (代決報告第 10 号) 2 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の変更について (議案第 8 号) 3 教職員の人事について (議案第 9 号)
15	2 月 27 日	5	0	1 教職員の人事について (議案第 10 号)
16	3 月 21 日	4	0	1 事務局職員等の人事について (議案第 11 号)
17	3 月 27 日	5	1	1 令和 6 年度「広島市児童生徒の体力・運動能力調査」の結果について (報告) 2 令和 7 年度広島市立学校教職員人事異動の概要について (報告) 3 広島市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行について (議案第 12 号) 4 広島市教育委員会規則の一部改正について (1) 広島市立中央図書館条例施行規則の一部改正について (議案第 13 号)

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				(2) 広島市郷土資料館条例施行規則の一部改正について(議案第14号) 5 広島市指定重要文化財の指定について (1) 広島市指定重要文化財の指定について(議案第15号) (2) 広島市指定重要文化財の指定について(議案第16号) (3) 広島市指定重要文化財の指定について(議案第17号) (4) 広島市指定重要文化財の指定について(議案第18号) 6 広島市文化財審議会委員の委嘱について(議案第19号) 7 教職員の人事について(代決報告第11号)
開催回数 17 回		計(延べ) 80人	計(延べ) 53人	議案: 45件、代決報告: 16件、報告: 12件、 請願等: 1件 審議事項 合計 74件

(注)「代決報告」…… 緊急やむを得ないものとして教育長が行った代決案件についての報告。

(2) その他の主な活動

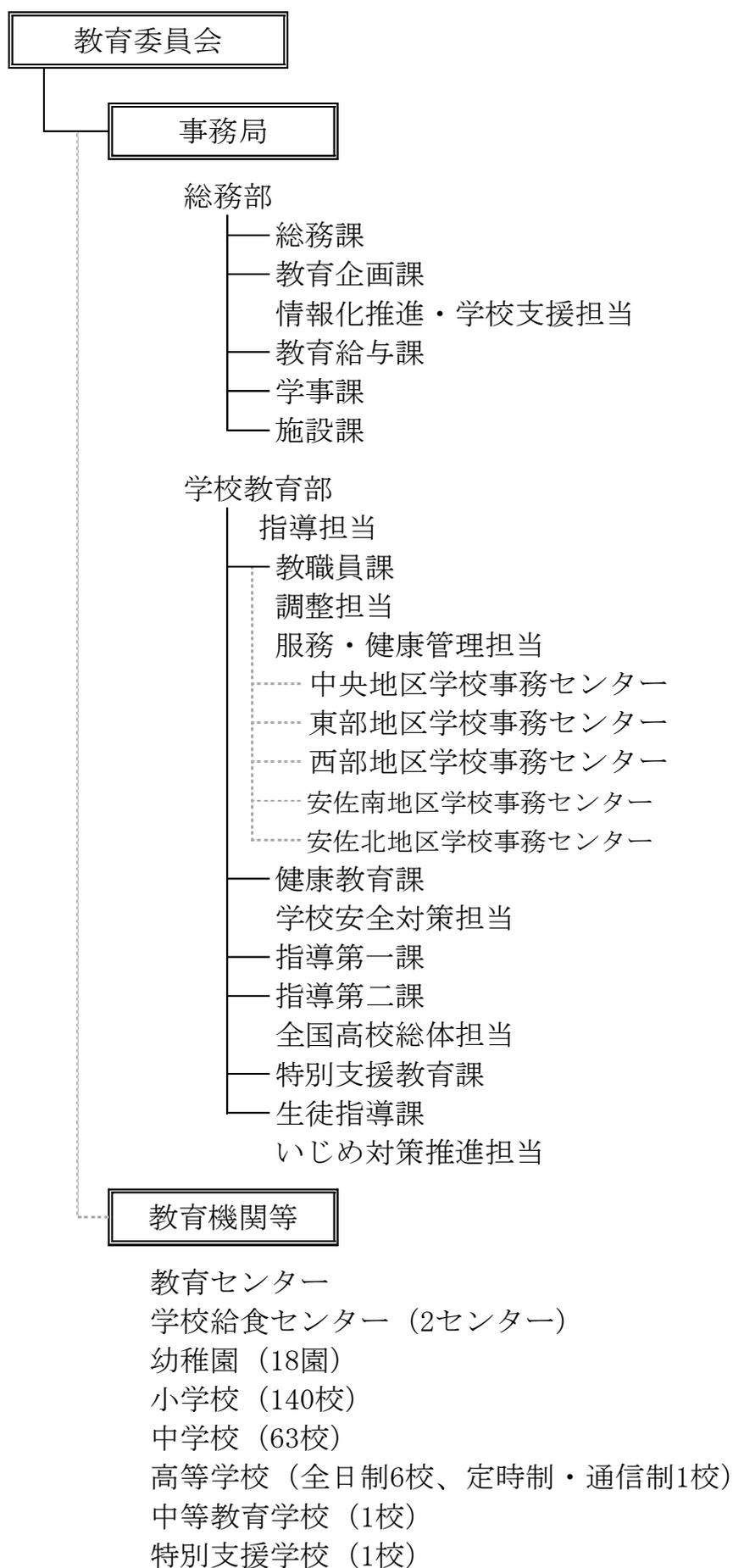
教育委員は、教育委員会議に出席するほか、適宜、各種会議への出席等も行っており、その主なものは、次のとおりである(図表39)。

【図表39】教育委員の主な活動状況(教育委員会議を除く。)

時 期	区 分	概 要
令和6年 4月	入学式への出席	小学校2校、中学校1校、高等学校2校及び特別支援学校の卒業式にそれぞれ出席した。(延べ6人)
6月	第1回指定都市教育委員会協議会への参加	全国の政令指定都市の教育長・教育委員による第1回会議(仙台市で開催)に出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。(1人)
7月	広島県女性教育委員グループ総会及び第1回研修会への参加	県内の女性教育委員による研修会に参加し、意見交換を行った。(3人)
8月	市議会こども文教委員会初会合への出席	市議会こども文教委員会初会合に出席した。(5人)
10月	広島市総合教育会議	市長と教育委員会が、不登校児童生徒等への支援について意見交換を行った。(5人)
	広島県市町教育委員会教育委員研修会への参加	県内の教育委員が参加する研修会に参加し、意見交換を行った。(2人)
11月	学校訪問	可部小学校を訪問し、授業改善実践研究校(体育科)及び特色ある教育実践研究校(体力向上)の研究課題(タブレット端末の活用)に応じた実践的な研究について視察した。(2人)
令和7年 1月	学校訪問	五日市東小学校及び牛田中学校を訪問し、特別支援教育の推進に向けた取組や、新たな情報技術に係る先行的な研究について説明を受けるとともに、授業を視察した。

時 期	区 分	概 要
		(延べ6人)
	都道府県・指定都市教育委員研究協議会への参加	都道府県及び指定都市教育委員会の教育委員のための研究協議会に参加し、意見交換を行った。(1人)
2月	学校訪問	東原中学校を訪問し、学校給食の献立や食育の取組を始め、配送方法や提供体制の見直しに係る取組について説明を受けるとともに、給食の試食を行い、配膳室や教室での様子を視察した。(5人)
3月	卒園式・卒業式への出席	幼稚園1園の卒園式、小学校3校、中学校2校、高等学校3校及び特別支援学校の卒業式にそれぞれ出席した。(延べ12人)

(参考) 2 教育委員会事務局・教育機関等組織図 (令和7年4月1日現在)



〈参考〉 3 広島市立学校の児童生徒数等

【図表 40】 広島市立学校の幼児児童生徒数及び学校数（令和 6 年 5 月 1 日現在）

校種		幼児児童生徒数	学校数
幼稚園		399 人	19 園
小学校		60,667 人	140 校
中学校		28,317 人	63 校
高等学校	全日制	4,990 人	6 校
	定時制	781 人	1 校
	通信制	1,241 人	
	小計	7,012 人	7 校
中等教育学校		687 人	1 校
特別支援学校	小学部	193 人	1 校
	中学部	106 人	
	高等部	278 人	
	小計	577 人	
計		97,659 人	231 園・校

(参考) 4 図表一覧

ページ

【図表 1】 令和 6 年度全国学力・学習状況調査における各教科の平均正答率	6
【図表 2】 令和 6 年度全国学力・学習状況調査における正答率 30%未満の児童生徒の割合	6
【図表 3】 本市と全国の体力合計点の比較	11
【図表 4】 体育・保健体育授業及び 1 週間の総運動時間について	11
【図表 5】 生活習慣について	12
【図表 6】 被爆体験を聴く会等の実施状況	15
【図表 7】 こどもピースサミット「平和の歌声・意見発表会」作文応募者数及び参加校数	15
【図表 8】 平和メッセージ応募校数及び応募点数（中学校及び広島中等教育学校）	15
【図表 9】 職場体験学習及びひろしまキャリア教育応援団からの講師派遣による職業講話実施校等（中学校）	19
【図表 10】 インターシップ参加者数（高等学校）	20
【図表 11】 特別支援学級指導員の人数の推移	24
【図表 12】 学習サポーター・特別支援教育アシスタント活用人数の推移	25
【図表 13】 通級による指導を受けている児童生徒数の推移	25
【図表 14】 巡回相談指導の実施状況の推移	26
【図表 15】 医療的ケアが必要な児童生徒数の推移	26
【図表 16】 日本語指導協力者の訪問を受けた学校数と児童生徒数、訪問回数の推移	35
【図表 17】 教育相談員の訪問を受けた学校数と訪問回数の推移	36
【図表 18】 学校施設の校舎のトイレ様式化実績の推移	39
【図表 19】 学校からの要望等により実施した施設の維持管理に係る改修工事等の実績の推移	39
【図表 20】 いじめの認知件数の推移	48
【図表 21】 暴力行為の発生件数の推移	48
【図表 22】 不登校児童生徒数の推移	48
【図表 23】 スクールカウンセラーの活動時間数と相談件数の推移	49
【図表 24】 スクールソーシャルワーカー等の配置人数とケース数の推移	49
【図表 25】 弁護士等への相談件数の推移	49
【図表 26】 「ふれあいひろば」支援児童生徒数の推移	49
【図表 27】 「ふれあい教室」の通室児童生徒数の推移（小・中・高）	50
【図表 28】 令和 6 年度校種別テーマ実施状況	55
【図表 29】 令和 6 年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会）に係る研修会アンケート結果	55
【図表 30】 見守り活動者数（概数）の推移	61
【図表 31】 第 2 期プランに掲げる達成目標	63
【図表 32】 第 1 期プランに掲げた達成目標	63
【図表 33】 第 2 期プランに掲げる 3 つの視点、9 の分類及び 22 の取組項目	64
【図表 34】 第 2 期プランの達成目標の実績の推移	65
【図表 35】 第 1 期プランの達成目標の実績の推移	65
【図表 36】 令和 6 年度の達成目標の校種別、職位別の実績	66
【図表 37】 就学援助の認定者数等の推移	68
【図表 38】 教育委員会議の開催状況	74
【図表 39】 教育委員の主な活動状況（教育委員会議を除く。）	77
【図表 40】 広島市立学校の幼児児童生徒数及び学校数（令和 6 年 5 月 1 日現在）	80

登録番号	広X1-2025-375
名称	広島市教育委員会事務局点検・評価報告書
主管課 所在地	広島市教育委員会事務局総務部総務課 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 (〒730-8586) TEL : 504-2656
発行年月	令和7年9月